

# 吳市次世代育成支援行動計画

平成 1 7 年 3 月

吳 市

## はじめに



呉市では、平成9年3月に若者や若いご夫婦の定住を促進するとともに、子どもたちが楽しい、豊かな子ども時代が過ごせ、将来まちづくりを担う人材として育つことを願いまして、「子どもが楽しい、子育てが楽しいまち 呉」を基本理念とした「呉市児童育成計画」を策定し、子育て支援諸施策の推進に積極的に取り組んでまいりました。こうした施策の積極的な取組が評価され、昨年6月、厚生労働省が指定した全国49自治体の「子育て総合推進モデル都市」の一つに選ばれたところでございます。

近年、わが国では急速に少子・高齢化が進行しており、このまま少子化が進展すると、子どもの自立や社会性の減退、地域社会の活力の低下と社会保障負担の増加や労働力の減少による経済活力の減退など、わが国の将来に深刻な影響を与えることが懸念されることから、国は「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、従来の取組に加え、国・地方公共団体・事業主にそれぞれの役割を果たし、更に一体となった集中的・計画的な少子化対策への取組を行うことによって少子化の流れを変えることを求めています。

呉市におきましては、さる3月20日に合併いたしました1市6町を対象に共通した呉地域次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査を昨年1月に実施いたしましたほか、市民の中からの委員を加えました呉市次世代育成支援対策推進協議会の開催、素案段階においてパブリックコメントを募集するなど市民の皆様のご意見を取り入れ、新「呉市」における「呉市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画には、これから5年後の「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」の実現をめざした地域社会全体で子育てを応援するための多くの施策を盛り込んでおります。また、刻々と変化する現実を見据えたうえで、その変化に対応することも重要と考えておりますことから、この計画の策定のために設置した呉市次世代育成支援対策推進協議会において、この計画の年々の進捗の状況を把握して計画の点検を行うなど、この計画に基づいた着実な子育て支援諸施策の推進に努めてまいります。

終わりに、計画策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見、ご提案いただいた呉市次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様、並びにご協力をいただきました関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成17年4月

呉市長 小笠原 臣也

# 目次

---

## 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	3
5	性格・位置付け	3

## 子育て家庭を取り巻く現状

1	市の沿革	5
2	人口及び世帯の動向	7
3	就業等の状況	14
4	アンケート調査による子育て意識	17
5	計画策定にあたっての課題	27

## 計画の基本的方向

1	基本理念	29
2	基本目標	29
3	施策の体系	31

## 実施計画

施策1	地域で子どもと子育てを支える環境づくり	32
施策2	すこやかに生み育てる環境づくり	43
施策3	子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり	50
施策4	子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり	56
施策5	子育てと仕事の両立を支える環境づくり	63
施策6	支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり	67

## 計画の推進と施策の点検

1	基本的姿勢	72
2	計画の推進体制	72

資料編		75
-----	--	----

## 1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率は第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和31年に2.22となった後、しばらくは人口を維持するために必要な水準（2.1程度）で推移してきましたが、昭和50年に1.91と2.00を下回るとその後は低下傾向で推移し、平成15年には1.29にまで低下しており、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

特に、今日の少子化の背景として、晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が一段と加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成11年）に基づき、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定したのに続き、平成14年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

また、これを具体的に推進するため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代推進法」という。）が平成15年7月に成立、さらに少子化対策の総合的推進のための枠組みとなる「少子化社会対策基本法」（以下、「基本法」という。）が同時期に制定されました。

## 2 計画策定の目的

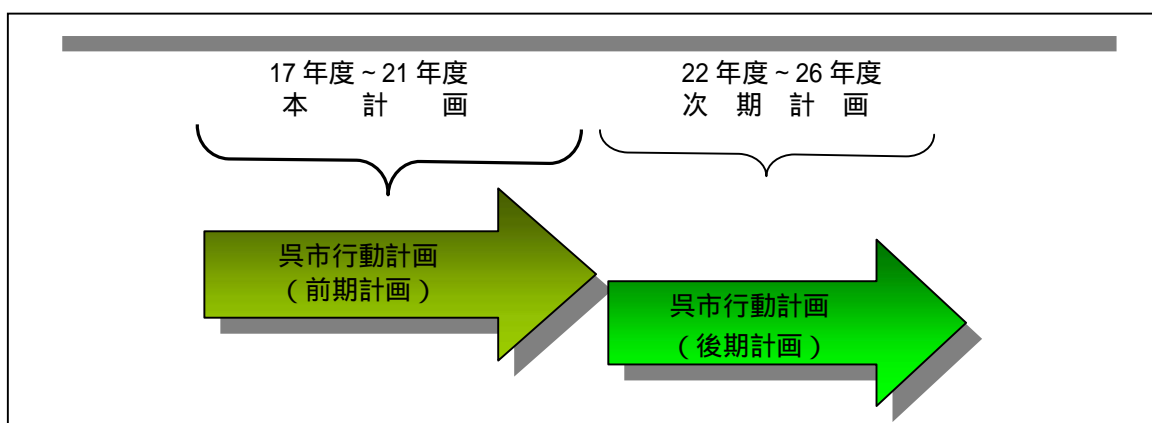
「次世代育成支援市町村行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を推進することを目的とする10年間の時限立法である次世代推進法において地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、これまで策定してきた「母子保健計画」や「エンゼルプラン」を包括する計画として策定するものです。

本市においても、出生率の低下による少子化が進行するなど年少人口は徐々に減少してきています。

「呉市次世代育成支援行動計画」(以下、「行動計画」という。)では、これら少子化に的確に対応していくための緊急の課題とその対策を定め、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

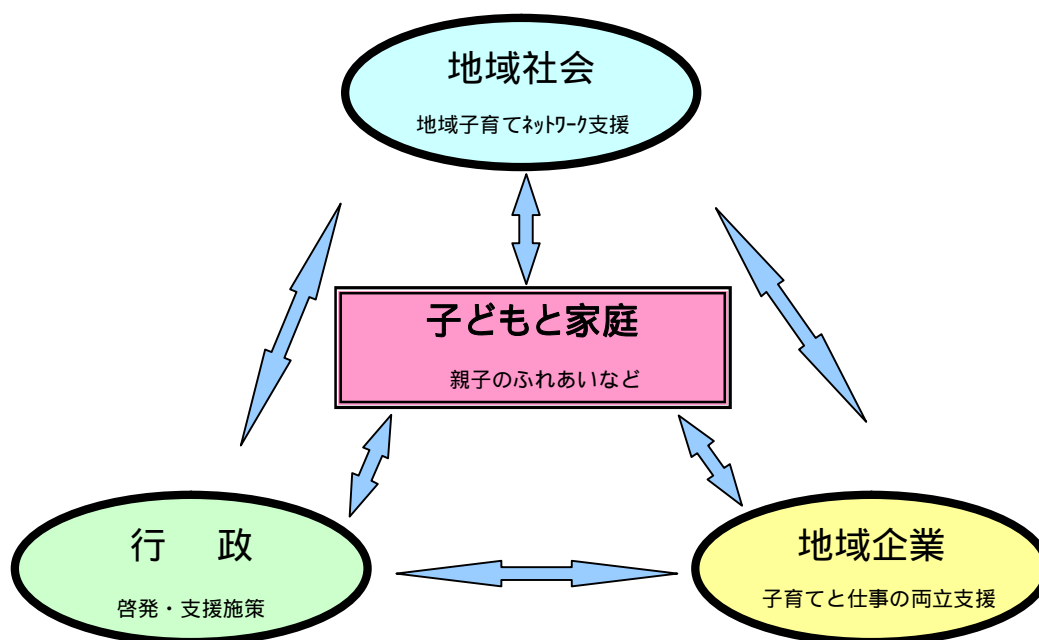
## 3 計画の期間

この行動計画は、次世代推進法の市町村行動計画に係る規定が平成17年4月1日から施行されることから、平成17年度を初年度とします。また、5年を1期とし5年ごとに策定することとされているため、今回の行動計画(前期計画)の期間は平成17年度から平成21年度までとし、平成21年度までに必要な見直しを行った上で後期計画(平成22年度から平成26年度)を策定します。



## 4 計画の対象

この行動計画の対象者は、全ての子どもとその保護者の家庭等を対象とし、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、地域、企業、行政等全てが協働し合い計画を進めます。



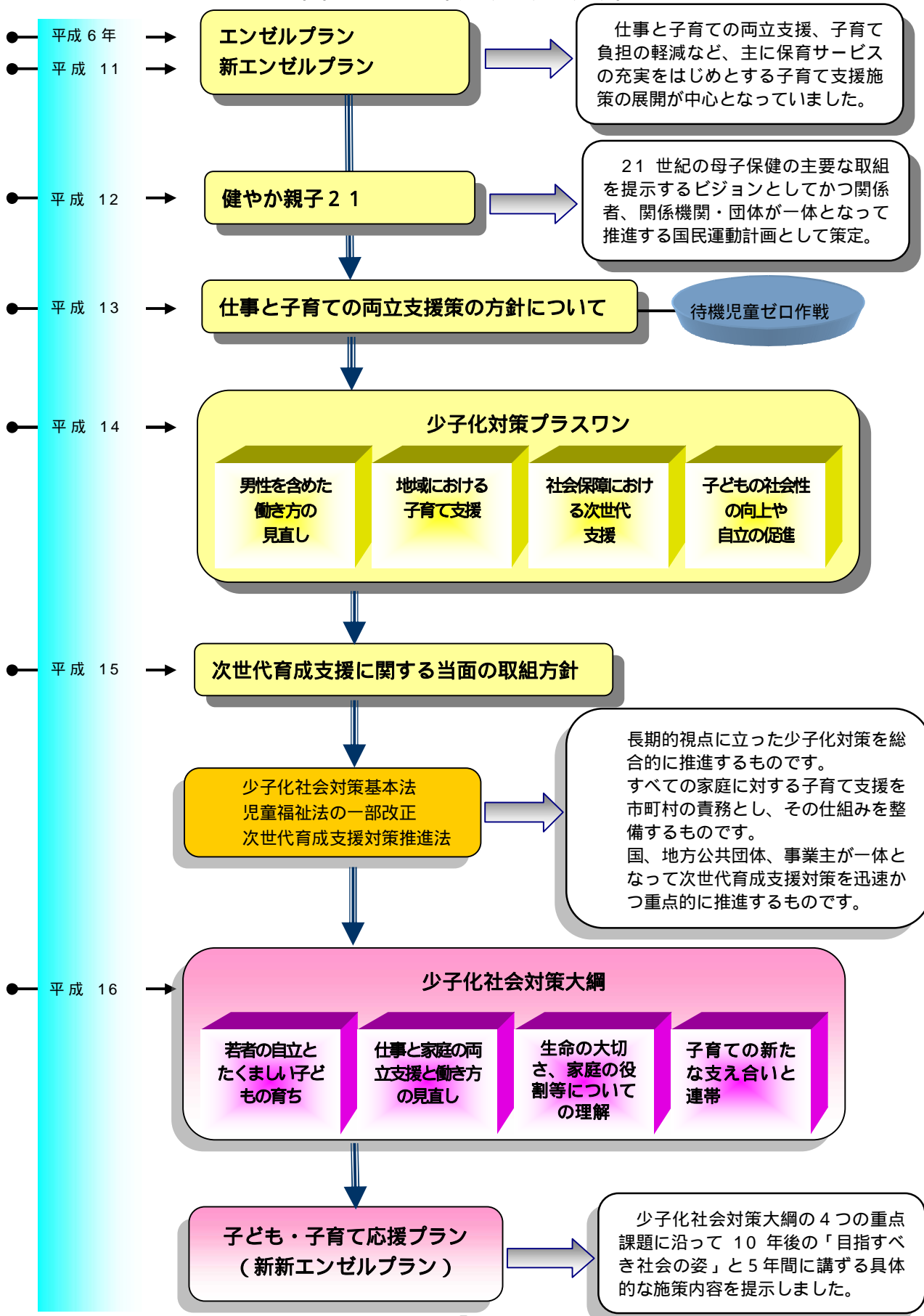
## 5 性格・位置づけ

この行動計画は、次世代推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

この行動計画は、「第3次呉市長期総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図った計画です。

この行動計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権を尊重し、また、子どもの最善の利益を考慮し策定しています。

## 【国における取り組みの経緯】



# 子育て家庭を取り巻く現状

## 1 市の沿革

### (1) 位置と変遷

明治22年海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められた呉市は、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業地帯としての基盤を確立し、広島県の産業を牽引してきました。

平成9年には、さらなる発展を目指し、将来都市像を「創造とふれあいの海洋・拠点都市」とする第3次長期総合計画を策定し、誰もが住みやすく住んでみたいまちづくりの推進に努めるとともに、平成12年には特例市の指定を受け、地方分権時代における広島県芸南地域の新たな担い手として重要な役割を担っています。

また、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月には下蒲刈町と、16年4月には川尻町と、17年3月には音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町の各町との合併を果たしました。

現在、合併によって新たに加わった歴史・産業・観光資源の活用に努め、新生呉市として特色あるまちづくりを進めています。

### (2) 地勢と気候

呉市は、広島県の西南部に位置し瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

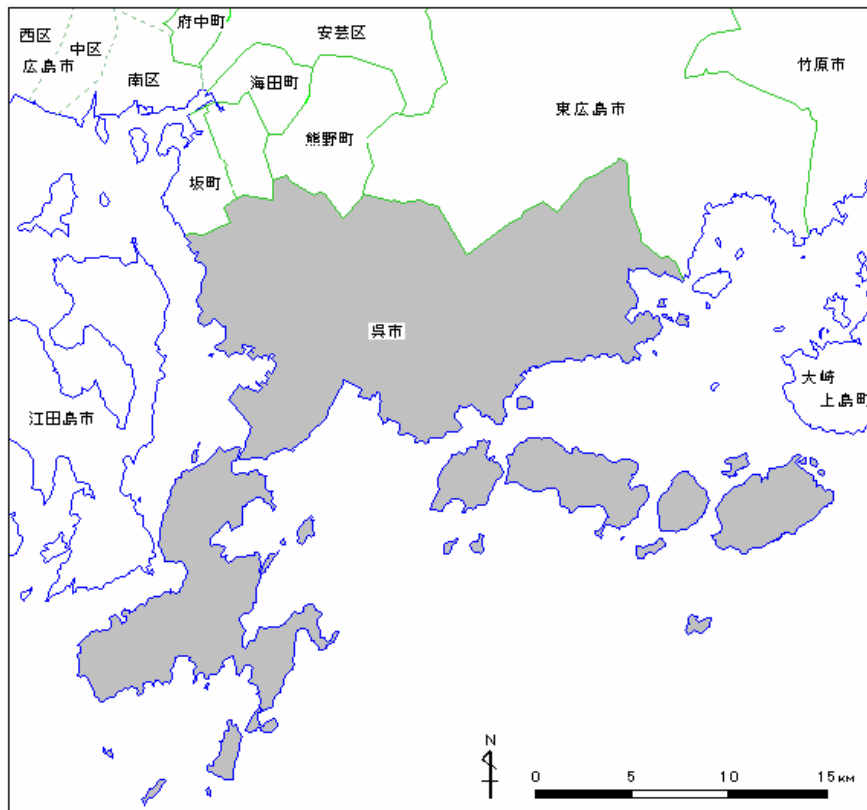
市域の半数を超える地域は山林で平坦地は少なく、海にまで張り出した山塊によって市街地が各地区に分断されています。臨海部は重工業地帯により占められ、



住宅地や農地は急傾斜地などに密集した特異な土地利用となっています。また、内陸部の丘陵地は、住宅地、農地等として利用されています。

一方、こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、灰ヶ峰、休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峡、二級峡の多彩な峡谷美の景観は、貴重な観光資源として、また市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

位置図



## 2 人口及び世帯の動向

### (1) 人口の状況

呉市における近年の人口の動向をみると、総人口は国勢調査によると、昭和60年の293,584人から、平成12年には259,224人と減少してきています。これに対し総世帯数は増加傾向にあり、平成12年には100,754世帯となっています。

全国的に少子化が進むなかで、呉市においても14歳以下の年少人口は減少しています。平成7年の国勢調査では人口比で13.9%、平成12年は13.1%に低下し、34,065人となっています。これに対し、高齢者は平成7年の19.5%から、平成12年には22.8%となり、昭和60年には年少人口のほうが老年人口より多かったものが、平成2年には逆転しています。

年齢3区分人口と世帯数の推移

単位：人，世帯，人／世帯

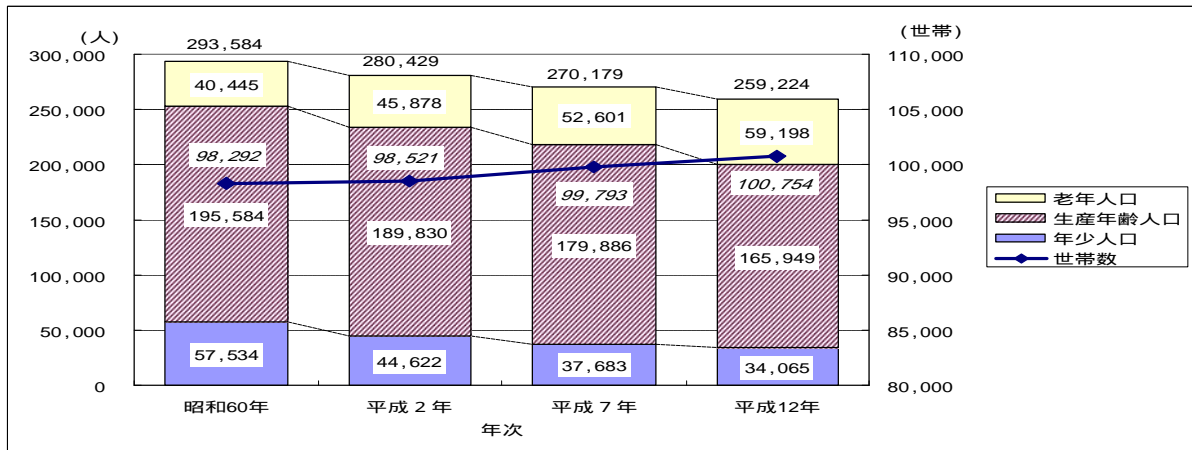
区分 \ 年次	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
総人口	293,584 (100.0)	280,429 (100.0)	270,179 (100.0)	259,224 (100.0)
年少人口 0～14歳人口	57,534 (19.6)	44,622 (15.9)	37,683 (13.9)	34,065 (13.1)
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584 (66.6)	189,830 (67.7)	179,886 (66.6)	165,949 (64.0)
老年人口 65歳以上人口	40,445 (13.8)	45,878 (16.4)	52,601 (19.5)	59,198 (22.8)
総世帯数	98,292	98,521	99,793	100,754
1世帯当たり人数	2.99	2.85	2.71	2.57

資料：国勢調査

注1：人口及び世帯についてはいずれも合併8町分を含む。

注2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

## 年齢3区分別人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

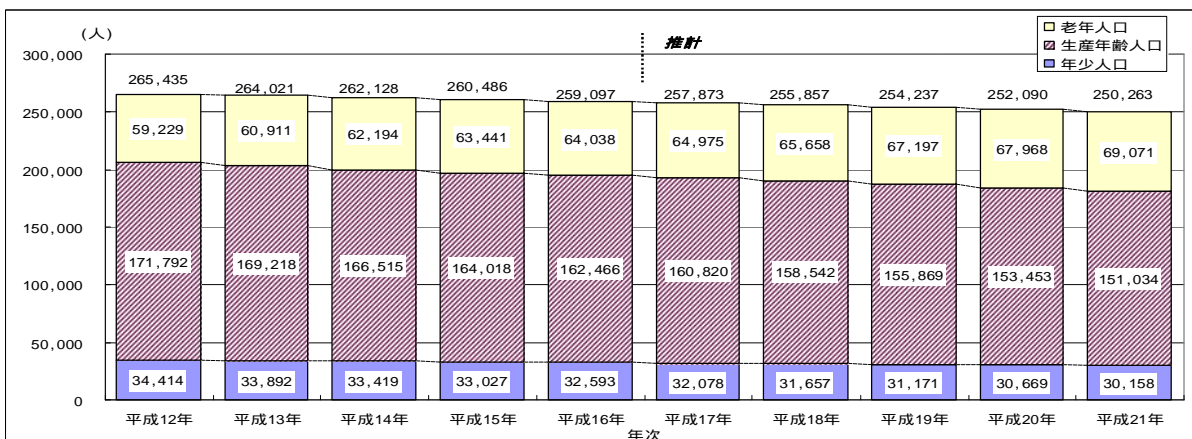
注1：人口及び世帯についてはいずれも合併8町分を含む。

## (2) 住民基本台帳人口による人口の推移と推計

呉市の総人口を住民基本台帳ベースでみると、平成12年から16年までの4年間は減少傾向で推移しています。平成16年4月1日現在の人口は259,097人となっています。今後ともこの減少傾向が継続するものと仮定すると、平成21年には250,263人となり、25万人を維持するものと予測されます。

また、年齢を3区分でみると、本行動計画の対象となる年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移するものとみられ、全国的な高齢化のなかで老年人口が増加していくことが予測されます。

### 住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移と推計



資料：住民基本台帳 各年4月1日

注1：予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために、厚生労働省より示されたワークシートから推計。

なお、推計手法は、厚生労働省が示したワークシートに基づきコーホート変化率法を採用した。

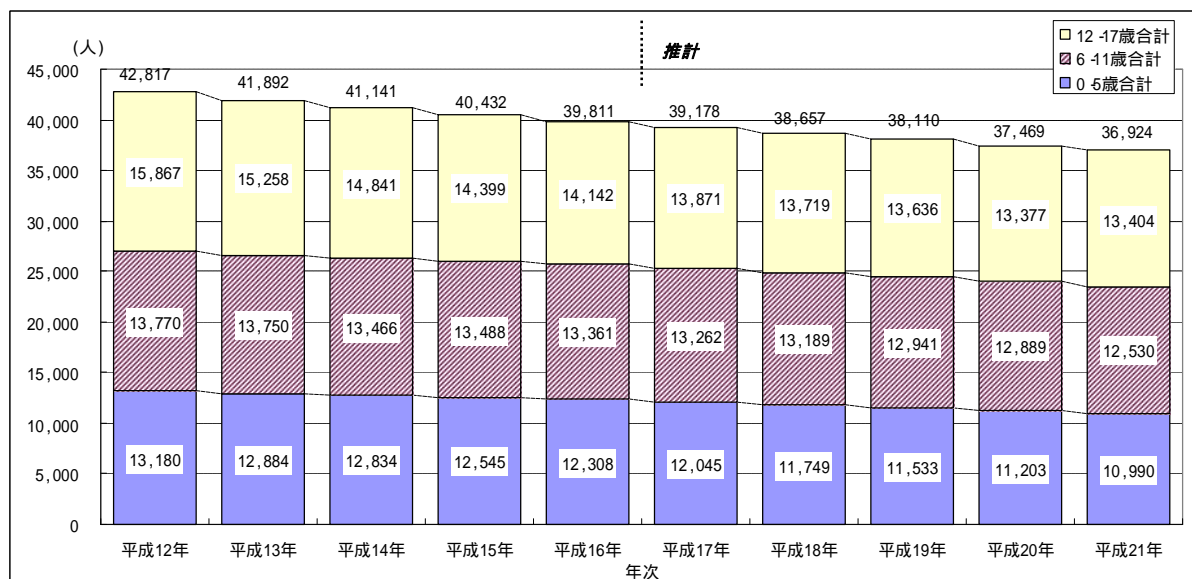
注2：人口についてはいずれも合併8町分を含む。

### (3) 青少年等の人口の状況

本市の住民基本台帳人口は減少傾向で推移しており、青少年等の数も同様な傾向となっています。平成16年4月1日現在の0～17歳の人口は、39,811人であり、これを6歳ごとにみると、0～5歳の就学前児童は12,308人、6～11歳の小学生は13,361人、12～17歳の中学・高校生は14,142人となっており、近年の推移をみると出産数が減少し、子どもの数が減っていることがわかります。

この傾向で推移すると、平成21年の青少年等の人口は、36,924人になると見込まれ、平成16年との比較では全体的に減少するとみられ、それぞれ0～5歳が1,318人、6～11歳が831人、12～17歳が738人減少すると見込まれます。

住民基本台帳による青少年等の人口の推移と推計



資料：住民基本台帳 各年4月1日  
注1：人口についてはいずれも合併8町分を含む。

### (4) 世帯

国勢調査結果からみる世帯（一般世帯）の状況を見ると、核家族世帯は全体の64.6%を占め、「6歳未満親族のいる一般世帯」に占める核家族世帯の割合は89.1%と9割近いものとなっています。また、「18歳未満親族のいる一般世帯」

に占める割合も84.6%と高くなっています。3世代、4世代といった多世代(その他の親族世帯)の世帯数は「6歳未満親族のいる一般世帯」で10.9%、「18歳未満親族のいる一般世帯」で15.3%となっています。

また、母子世帯、父子世帯の数は全世帯に占める割合は低いものの、総数で母子世帯が1,308世帯、父子世帯が211世帯となっています。

#### 一般世帯の状況

単位：人、世帯、%

区 分	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総 数	100,535 (100.0)	250,078 (100.0)	9,706 (100.0)	37,887 (100.0)	23,782 (100.0)	94,660 (100.0)
核 家 族 世 帯	64,947 ( 64.6)	183,998 ( 73.6)	8,646 ( 89.1)	32,111 ( 84.8)	20,124 ( 84.6)	75,791 ( 80.1)
その他の親族世帯	9,526 ( 9.5)	39,808 ( 15.9)	1,060 ( 10.9)	5,776 ( 15.3)	3,635 ( 15.3)	18,846 ( 19.9)
非 親 族 世 帯	209 ( 0.2)	419 ( 0.2)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
単 独 世 帯	25,853 ( 25.7)	25,853 ( 10.3)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)

資料：平成12年国勢調査

注1：人口及び世帯についてはいずれも合併8町分を含む。

#### 母子世帯・父子世帯の状況

単位：人、世帯、%

区 分	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯
総世帯数	100,535 (100.0)	9,706 (100.0)	23,782 (100.0)
うち母子世帯の世帯数	1,308 ( 1.3)	338 ( 3.5)	1,239 ( 5.2)
うち父子世帯の世帯数	211 ( 0.2)	18 ( 0.2)	183 ( 0.8)
総世帯人員	250,078 (100.0)	37,887 (100.0)	94,660 (100.0)
うち母子世帯の世帯人員	3,470 ( 1.4)	916 ( 2.4)	3,328 ( 3.5)
うち父子世帯の世帯人員	555 ( 0.2)	53 ( 0.1)	496 ( 0.5)

資料：平成12年国勢調査

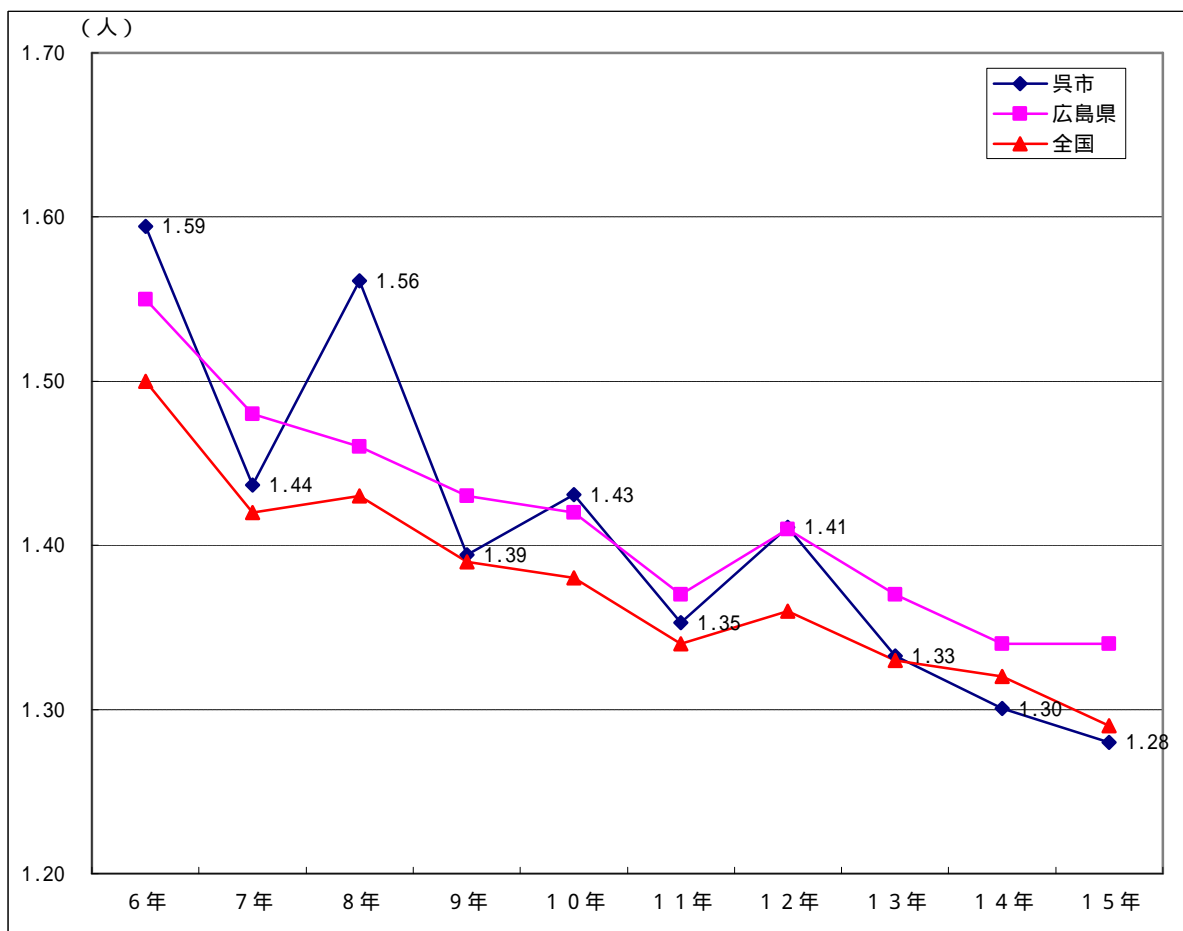
注1：国勢調査では、母子世帯とは未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯を、父子世帯とは未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯という。

注2：世帯についてはいずれも合併8町分を含む。

### (5) 合計特殊出生率の状況

平成15年のわが国の合計特殊出生率は1.29に低下しています。広島県は1.34で全国平均を若干であるが上回っているのに対し、呉市は平成14年以降、全国及び広島県平均を下回っています。

合計特殊出生率の推移

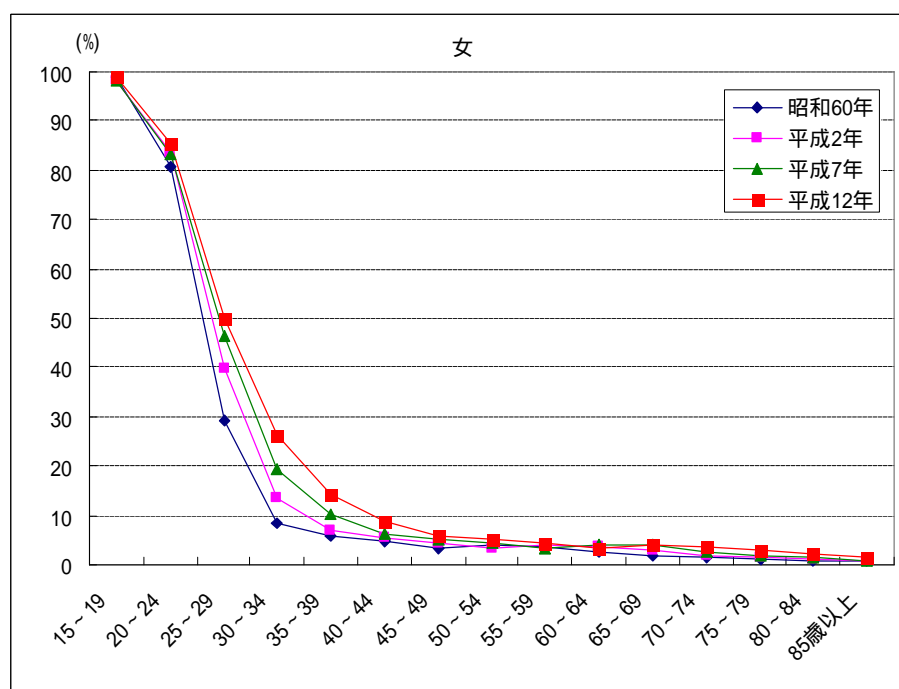
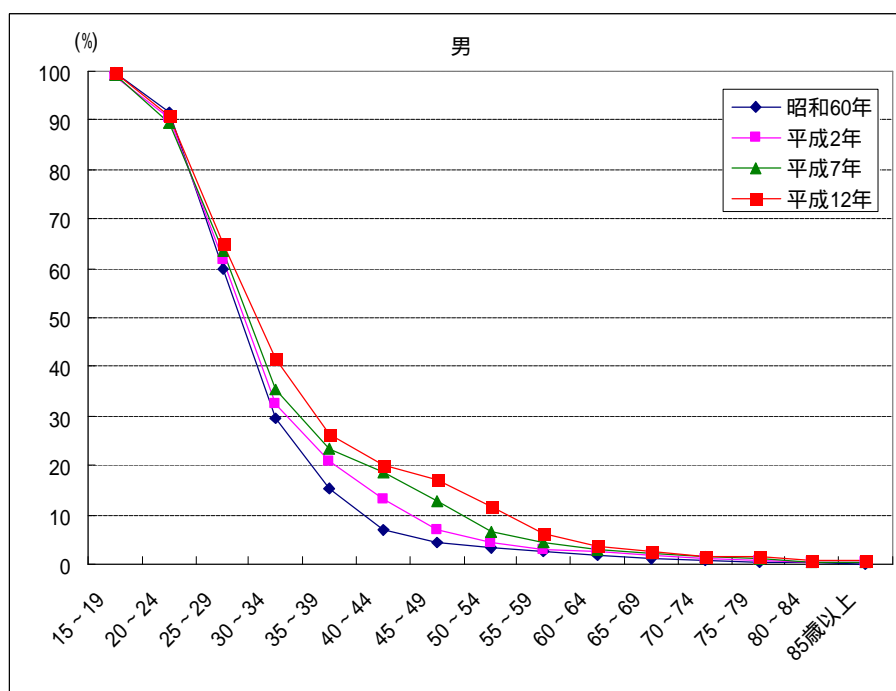


資料：呉市資料（呉市の数値は旧呉市域で算出）

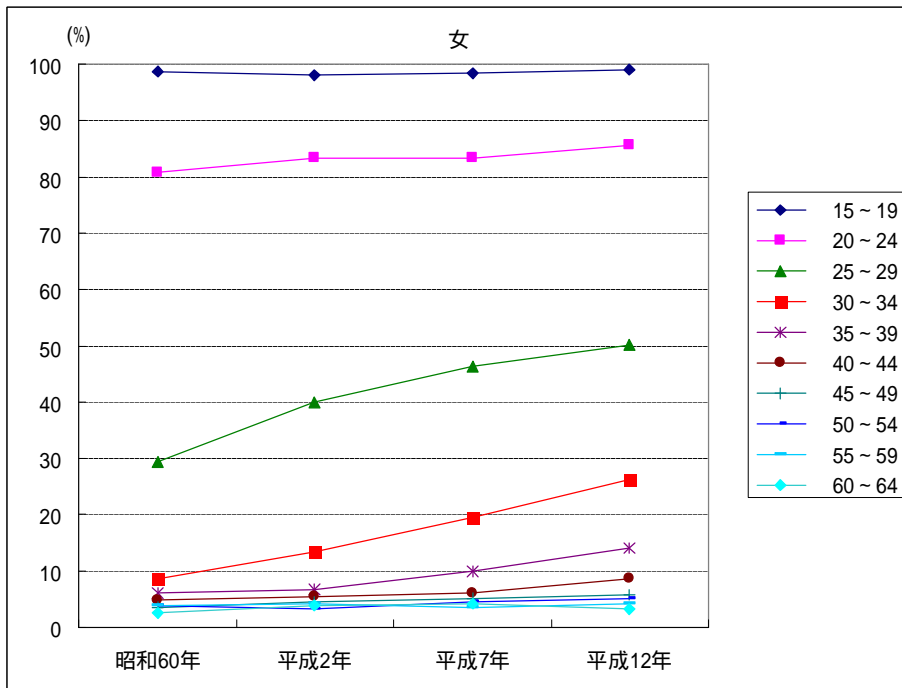
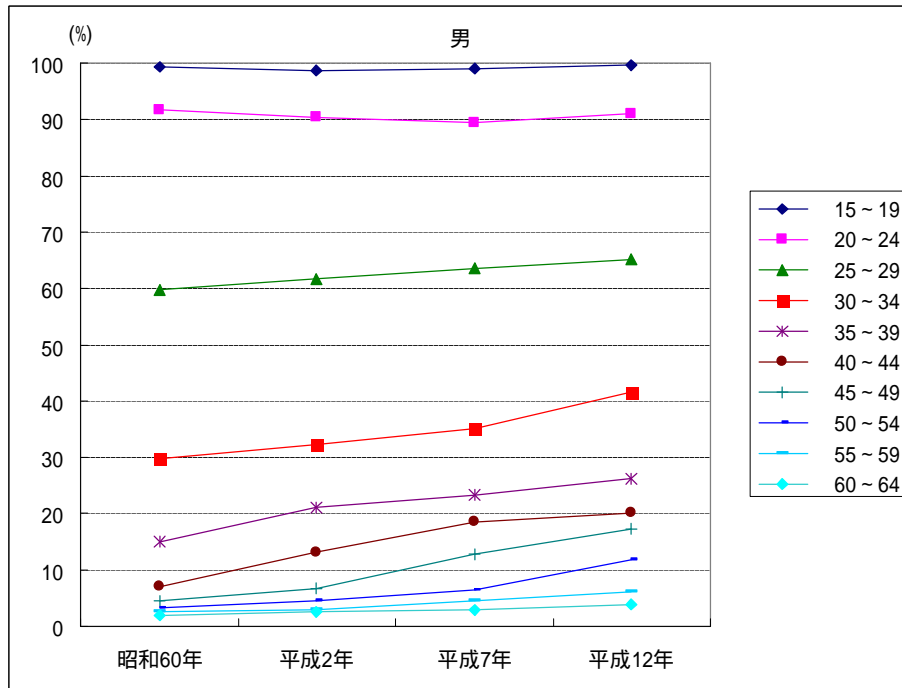
## (6) 未婚率の推移

少子化の主たる要因であるとされる晩婚化・未婚化について昭和60年から平成12年までの推移をみると、男性は20歳代後半から50歳代の年代に年々未婚率が高くなる傾向があり、女性では20歳代から40歳代前半の年代の未婚率が高くなってきています。

呉市における未婚率の推移（年次推移）



### 呉市における未婚率の推移（年代推移）



資料：年次推移，年代推移とも国勢調査で，いずれも合併8町分を含む。



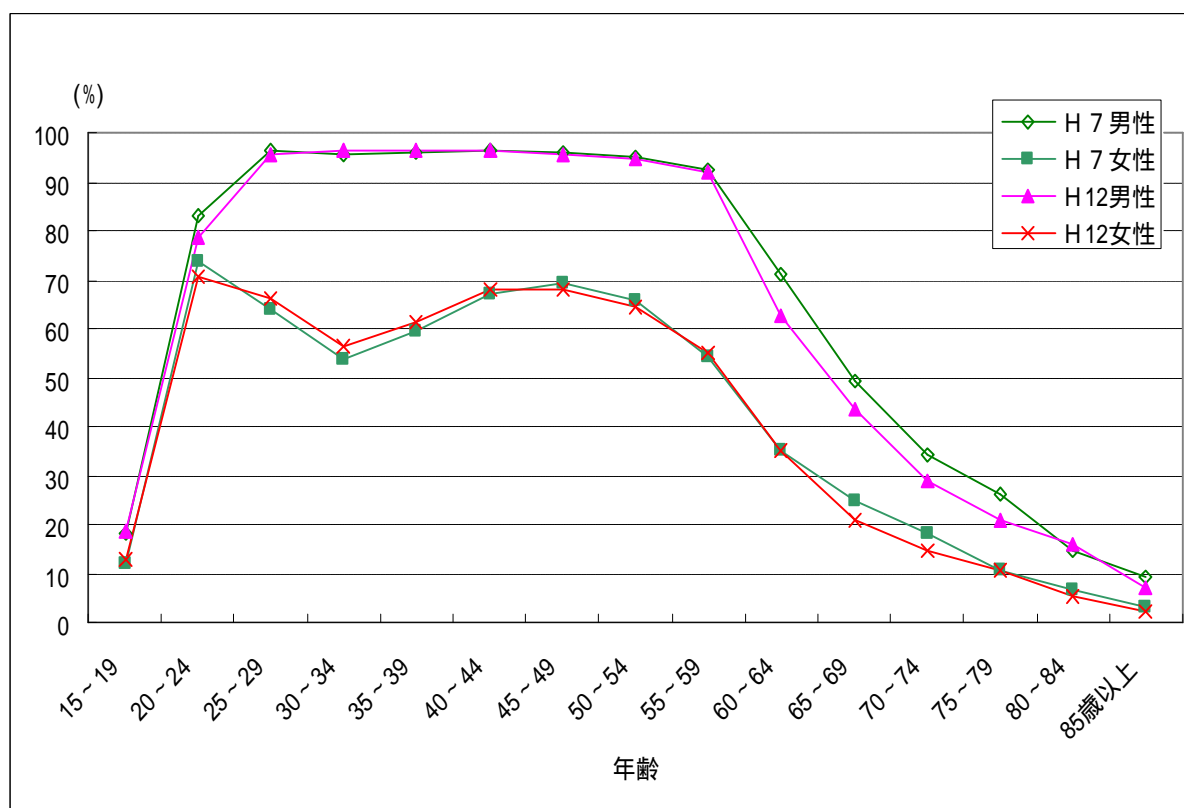
### 3 就業等の状況

#### (1) 労働力率

近年，女性の社会進出が進み，呉市においても平成7年に比べ，平成12年では結婚・子育て期にあたる25～29歳と30～34歳の女性の労働力率はわずかながら上昇しています。

しかし，男性が20歳～59歳まで90%を超える労働力率を示しているのに対し，女性は20～24歳と比較すると25歳～34歳ころまで労働力率が低下しています。これは，結婚や出産のために仕事を辞め，家事や子育てなどに専念する女性が多いという状況を示しています。ただし，平成7年と12年を比較すると，平成12年のほうが労働力率の下がり方が若干ゆるやかな傾向となっています。

性別・年齢別労働力率



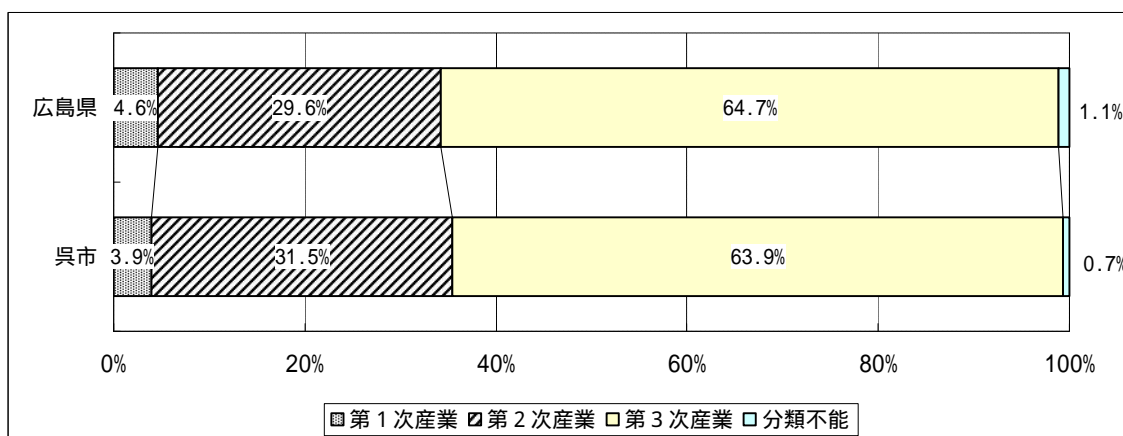
資料：国勢調査で，いずれも合併8町分を含む。

## (2) 就業構造

呉市の就業者数は、平成12年国勢調査で122,126人となっており、第1次産業就業者が4,805人(3.9%)、第2次産業就業者が38,475人(31.5%)、第3次産業就業者が78,010人(63.9%)となっています。

広島県全体に比べ、製造業など第2次産業就業者が多くなっています。

就業状況

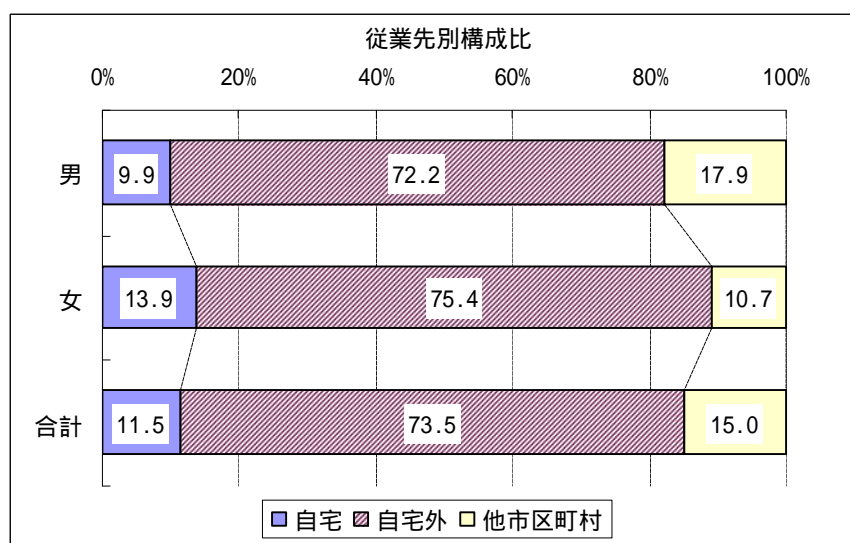


資料：国勢調査で、呉市分について合併8町分を含む。

## (3) 通勤

平成12年国勢調査から常住地(夜間人口)による通勤先についてみると、70%を超える住民が昼間の時間、呉市内に通勤しています。これを男女別にみると、男性に比べ女性のほうが市内での就業率が高くなっています。

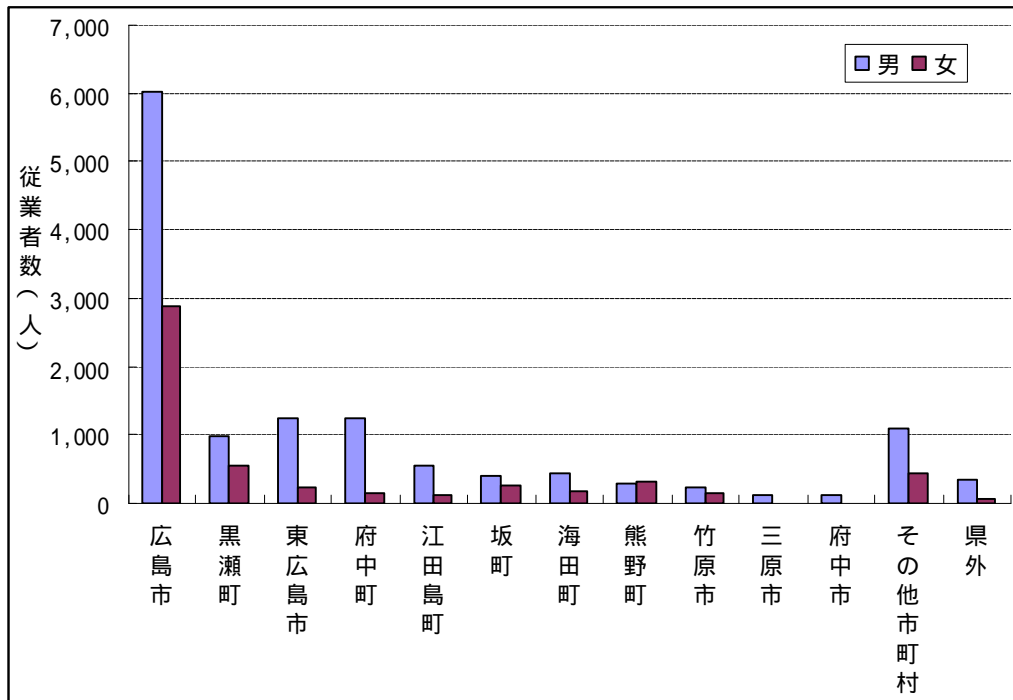
従業地の状況



資料：国勢調査で、合併8町分を含む。

これに対し市外への通勤は、そのほぼ半数が広島市内となっています。

他市区町村への通勤状況



資料：国勢調査で、合併8町分を含む。



## 4 アンケート調査による子育て意識

### (1) アンケート調査の実施と結果概要

本行動計画策定に当たり、就学前児童と小学生児童を持つ保護者に対し意識調査を実施しました。

#### 【アンケート調査の状況】

区 分	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
配布数	3,277	3,666 (低学年 1,760) (高学年 1,906)
有効回収数	2,169	2,381 (低学年 1,185) (高学年 1,179)
有効回収率	66.2%	64.9% (低学年 67.3%) (高学年 61.9%)
抽出法	住民基本台帳からの無作為抽出	
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)	
調査時期	平成16年1月～2月	

注;有効回答数の総数には、学年の不明分17件が含まれる。

主な調査結果は次のとおりです。

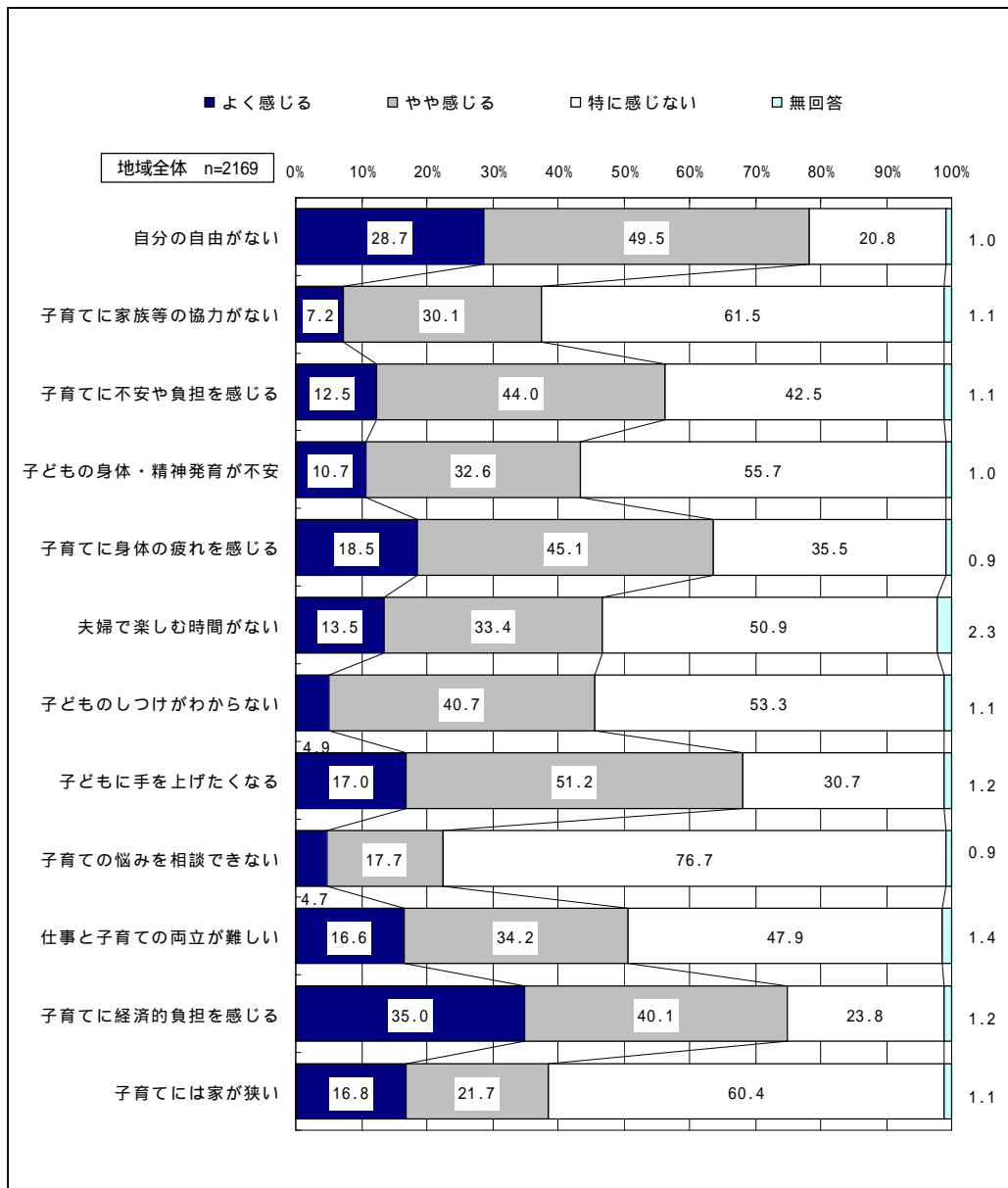
### (2) 子育て意識

#### 子育てで悩んでいること

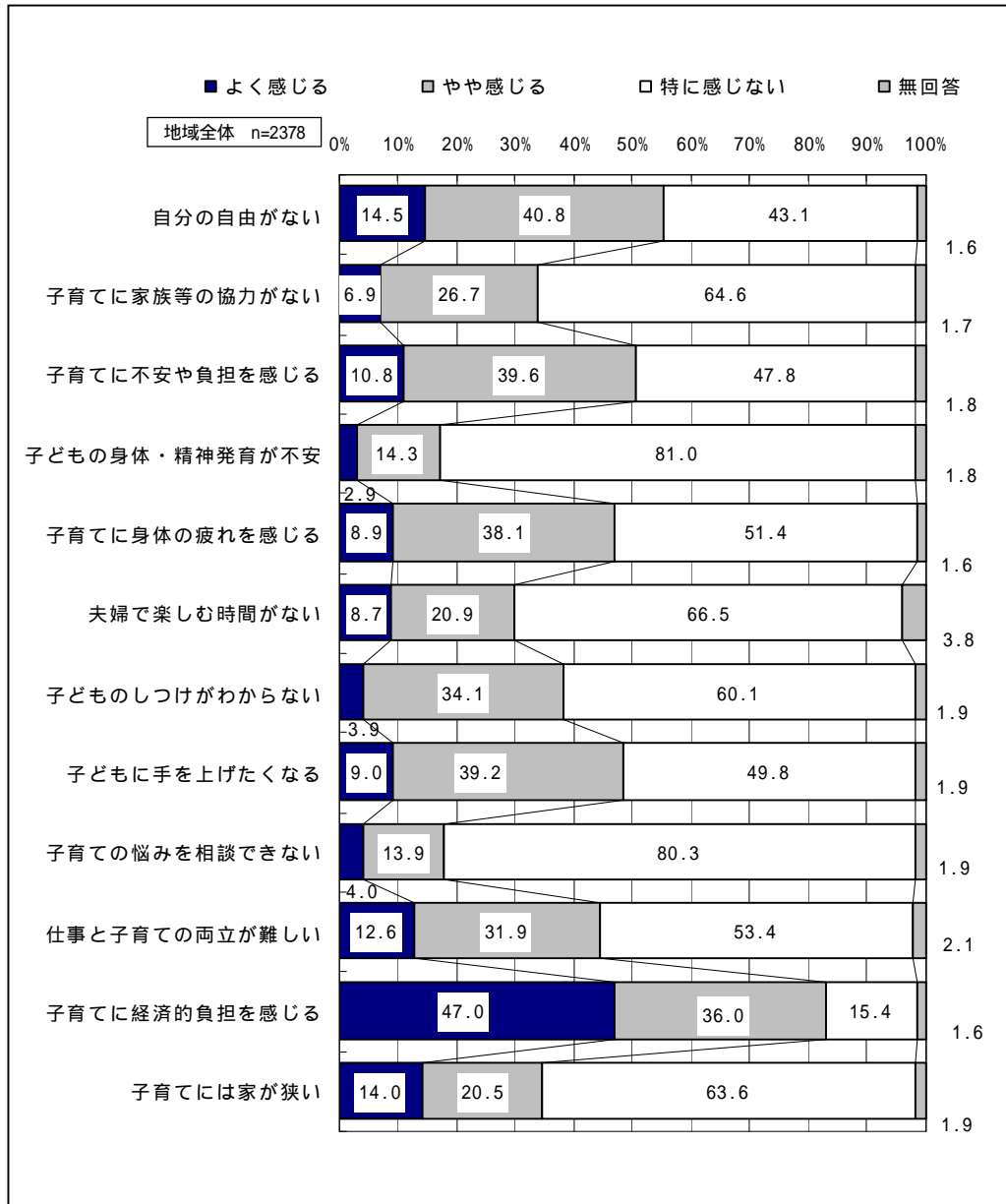
就学前児童、小学生を持つ保護者が最も悩んでいることは「自分の自由がない」、「子育てに経済的負担を感じる」となっています。

就学前児童の保護者では、次いで「子どもに手を上げたくない」、「子育てに身体の疲れを感じる」、「子育てに(親の責任といわれ)不安や負担を感じる」、「仕事と子育ての両立が難しい」、「夫婦で楽しむ時間がない」の不満(不安・負担)が高くなっています。また、小学生児童の保護者では「子育てに経済的負担を感じる」人が非常に多いことが特徴です。

## 子育てをする上で感じること（就学前児童保護者）



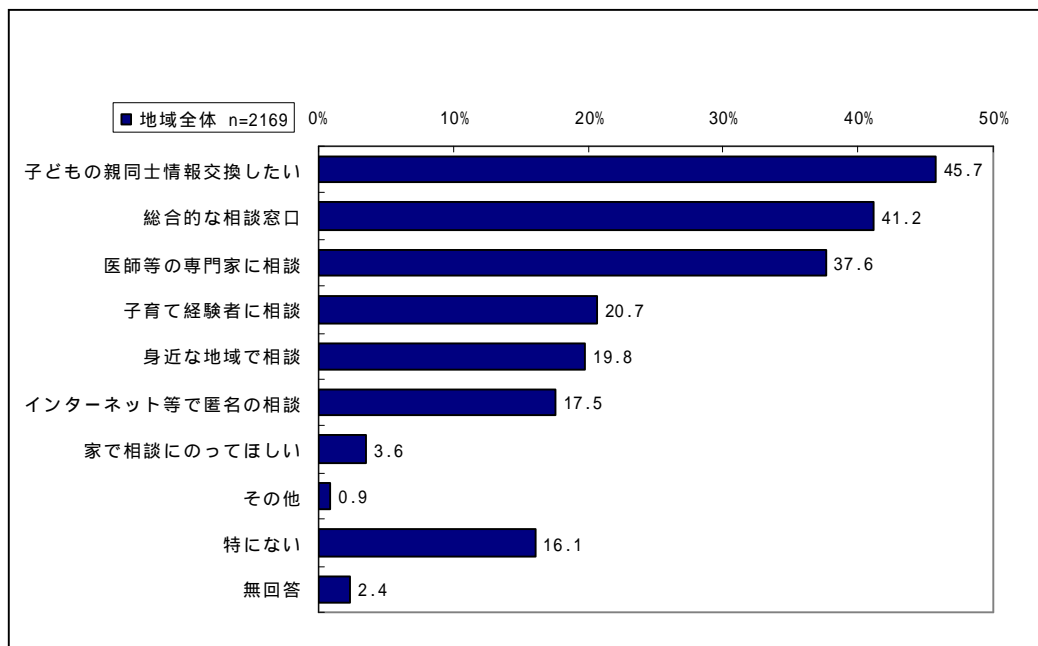
### 子育てをする上で感じること（小学生児童保護者）



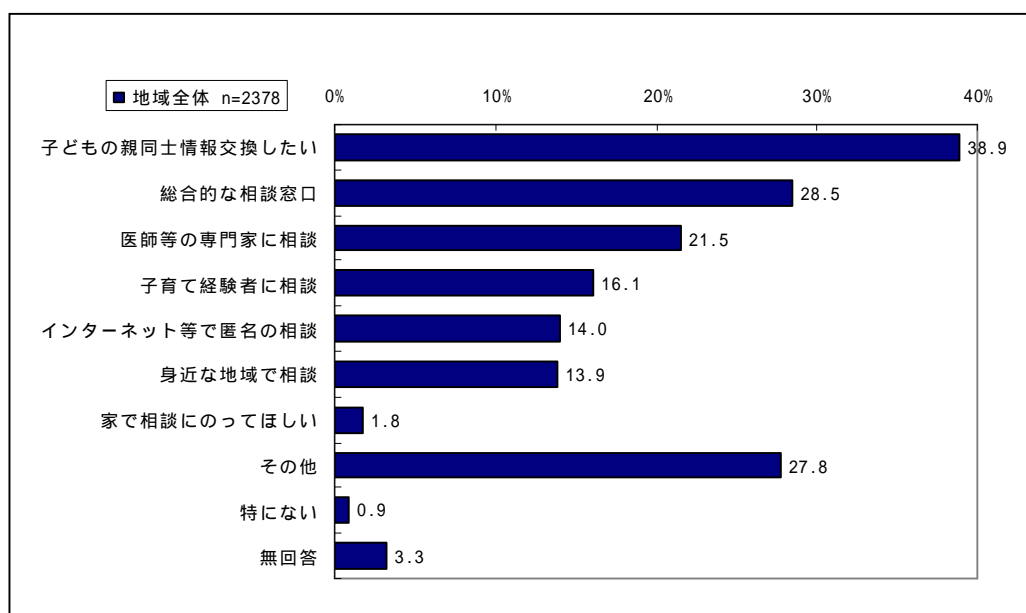
## 子育ての相談相手や相談場所

就学前児童の保護者，小学生児童の保護者ともに「子どもの親同士で情報交換したい」，「(何でも相談できる)総合的な相談窓口」がほしい，「医師等の専門家に相談」したいが上位となっています。いずれの相手や場所へのニーズも，就学前でより高い結果となっています。

子育ての相談として希望すること（就学前児童保護者）



子育ての相談として希望すること（小学生児童の保護者）



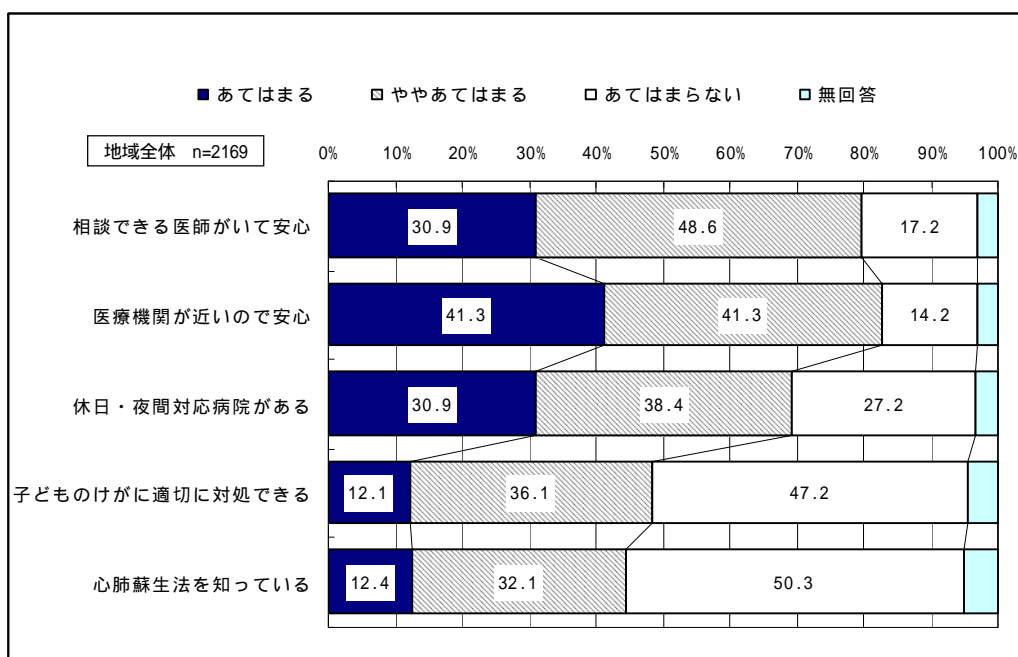
## 医療体制やけがの対応

医療体制の充実状況について、「医療機関が近いので安心」、「相談できる医師がいて安心」、「休日・夜間対応病院がある」についてはいずれも“あてはまる”が“あてはまらない”を上回っていますが、「休日・夜間対応病院がある」については“あてはまらない”人が地域全体の3割近くを占めています。

「子どものけがに適切に対処できる」、「心肺蘇生法を知っている」については“あてはまる”率が低く、いずれも約1割程度にとどまっています。

なお、旧呉市域においては、医療体制について“あてはまる”の率が合併町に比べ高いという結果が出ており、子どもをめぐる医療体制が充実していることがうかがえます。

医療体制（就学前児童保護者）





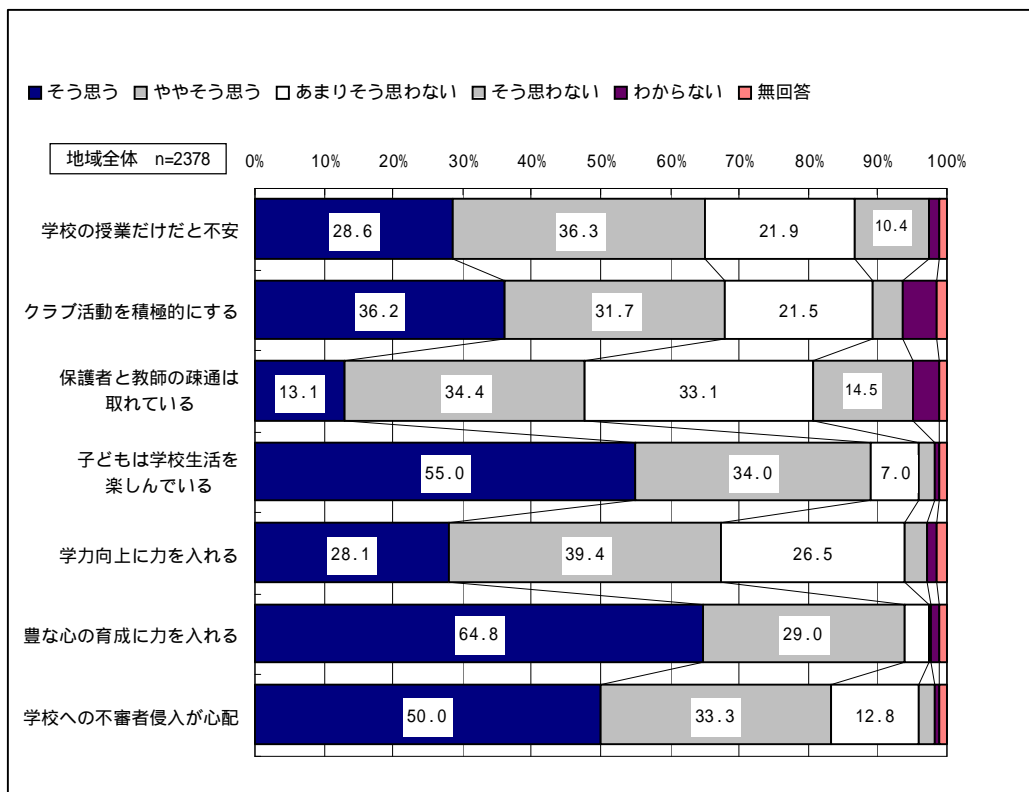
### 学校生活に保護者が感じること

「学校の授業だけだと不安」と「思う」(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)保護者は6割強を占め、「クラブ活動を積極的にする」や「(学校は)学力向上に力を入れる(べき)」がよいと「思う」人が7割弱おり、「(学校は)豊かな心の育成に力を入れる(べき)」と「思う」人は9割を超えています。

「子どもは学校生活を楽しんでいる」と「思う」人は約9割にのぼりますが、「保護者と教師の疎通(コミュニケーション)は取れている」と「思う」人は半数を下回っています。

また、「学校への不審者侵入が心配」と「思う」人は8割強となっています。

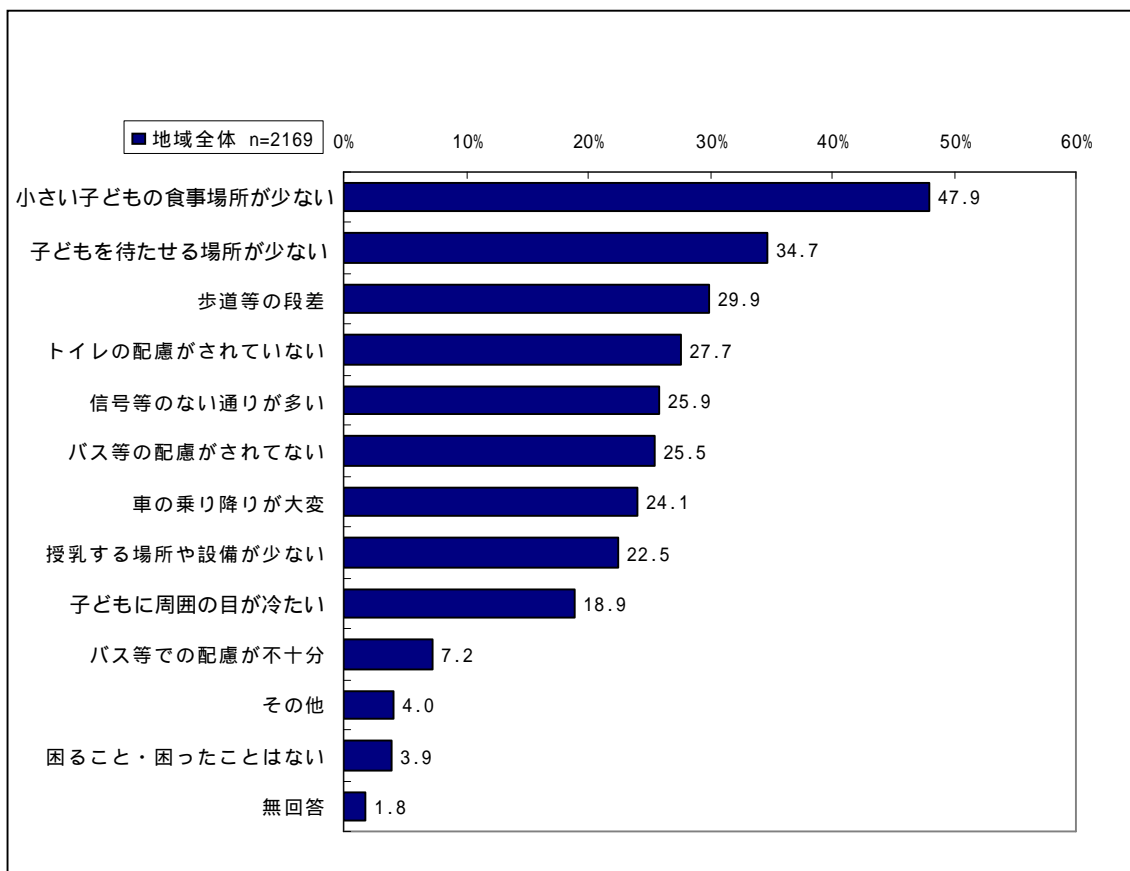
### 学校生活に保護者が感じること(小学生児童保護者)



## 外出するとき困っていること

「小さい子どもの食事場所が少ない」に5割弱(47.9%)の回答が集っています。続いて「(買い物などのとき)子どもを待たせる場所が少ない」、「歩道等の段差(がベビーカー等の妨げ)」、「トイレ(親子での利用)の配慮がされていない」など、子どもの安全な居場所のほか、子どもと親に配慮された店舗や道路環境づくりに関心が集っています。

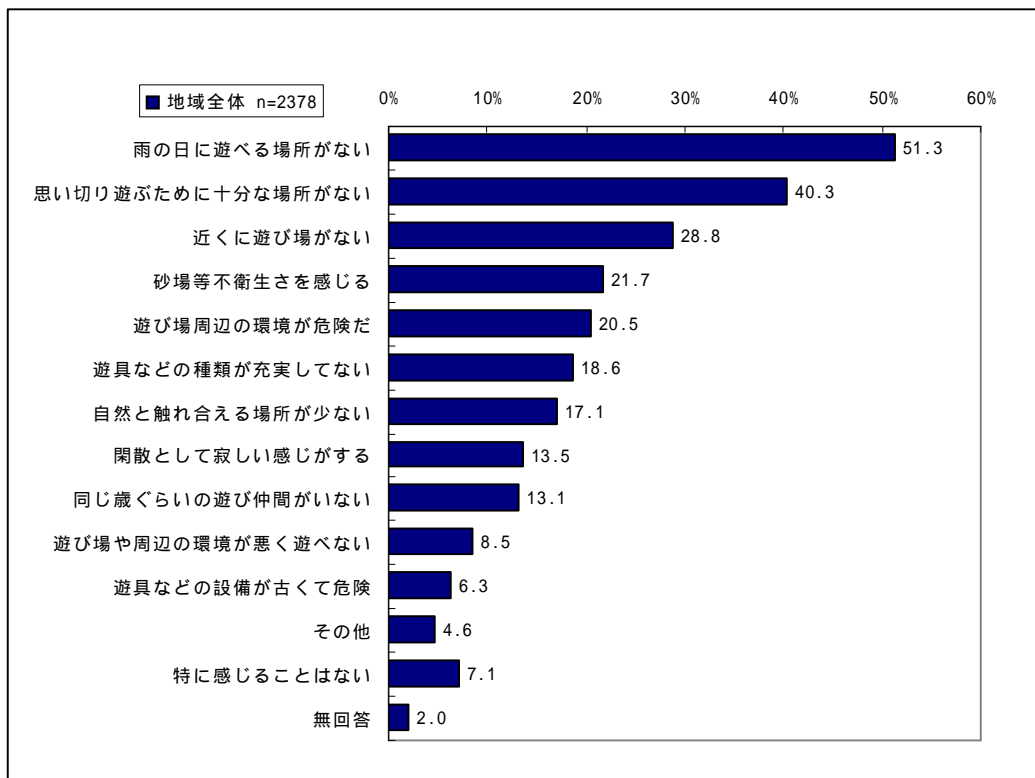
### 子どもと外出するとき困ること(就学前児童保護者)



## 子どもの遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」を選択した人が半数を超え、次いで「思い切り遊ぶために十分な場所がない」が続き、雨の日の遊び場や十分な広さがある場所への要望が高いといえます。その他「近くに遊び場がない」が約3割、「砂場等不衛生さを感じる」、「遊び場周辺の環境が危険だ」、「遊具などの種類が充実してない」などを2割の人があげるなど、遊び場への関心は多岐にわたっています。

子どもの遊び場について感じる事（小学生児童保護者）

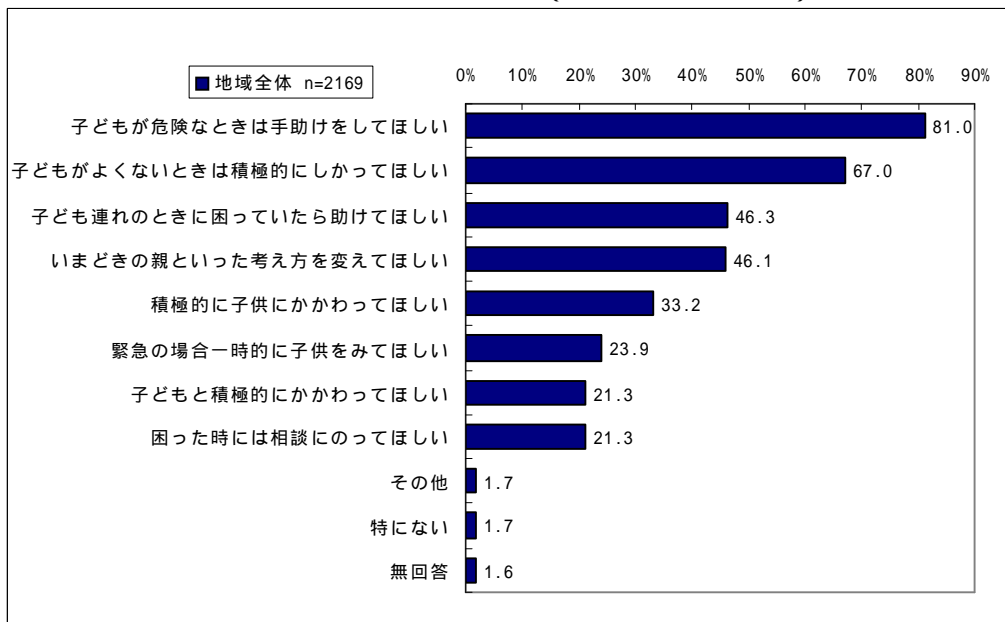


## 子育てをする人が社会に望むこと

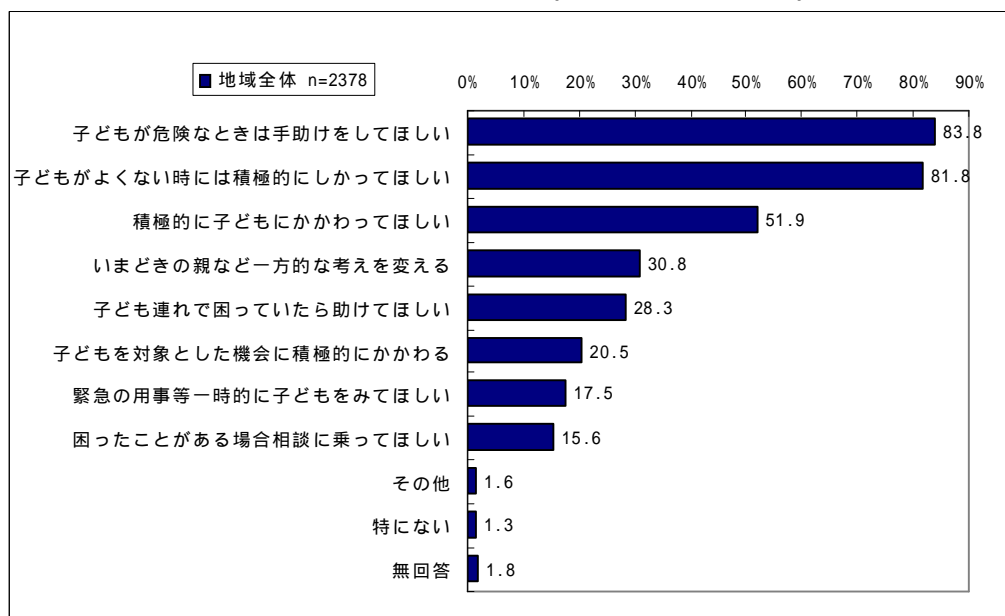
就学前、小学生ともに「子どもが危険なときは手助けをしてほしい」、「子どもがよくないときは積極的に注意してほしい」に回答が集中しています。

子どもが保護者から離れている場合の、子どもの安全やしつけについて、期待している様子が見えます。

子育ての上で社会に望むこと（就学前児童保護者）



子育ての上で社会に望むこと（小学生児童保護者）

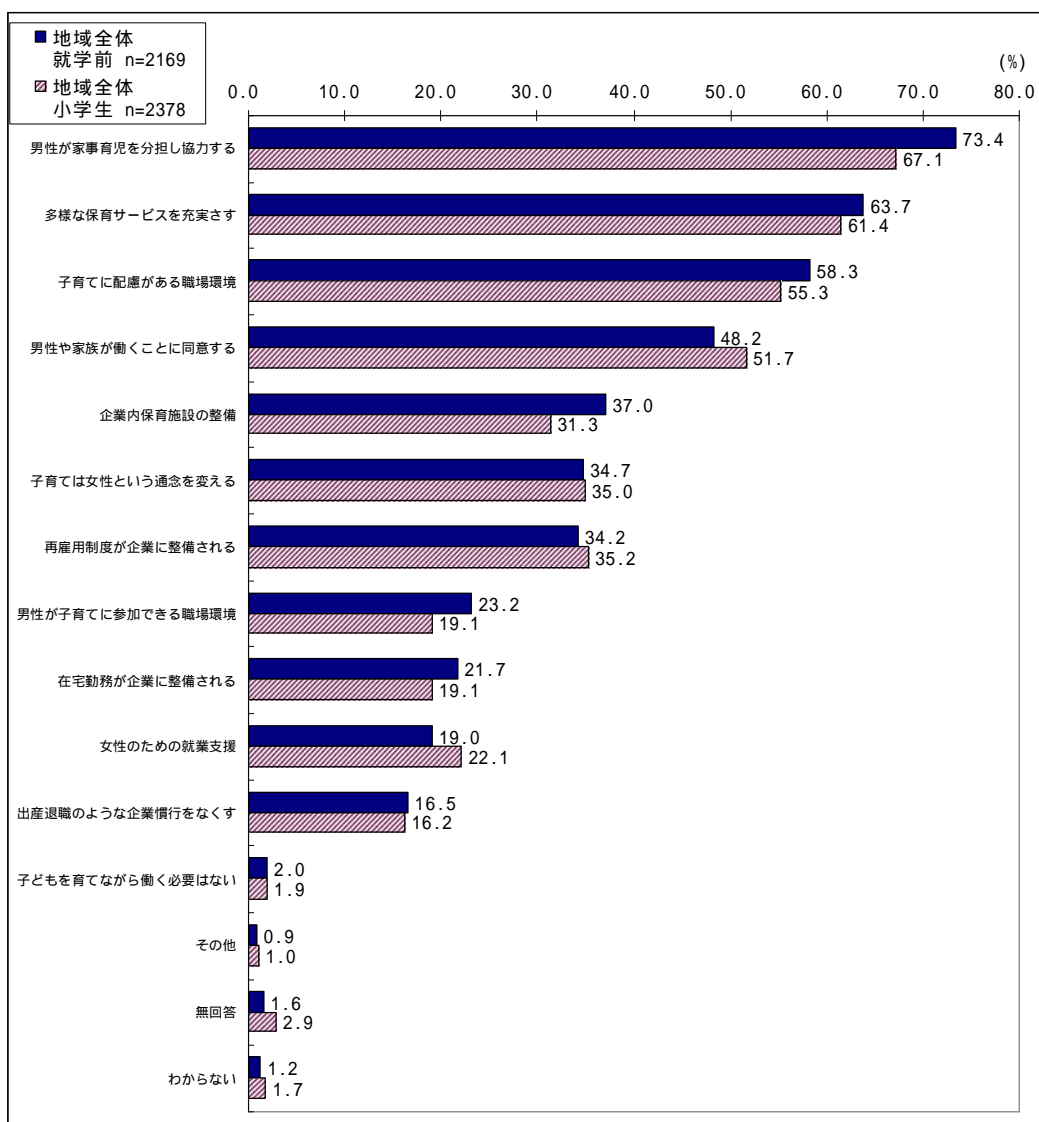


## 子育てと仕事の両立に必要なこと

就学前、小学生ともに「男性が家事育児を分担し協力する」が第1位となり、続いて「多様な保育サービスを充実させる」、「子育てに配慮がある職場環境」、「男性や家族が働くことに同意する」の順で回答が集っています。なお、「子どもを育てながら働く必要はない」と考える人はごくわずかです。

男性が家事や育児に積極的に参加するとともに、子育てを地域で支える各種保育サービスや、職場の理解や制度整備など、必要とされることは多岐にわたっています。

### 子育てと仕事の両立に必要なこと（就学前・小学生児童保護者）



## 5 計画策定にあたっての課題

### (1) 子育て家庭への支援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取組が重要になってきます。

就学前児童の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や専門的な相談、子育て経験者との相談が求められています。

また、専業主婦の子育て不安が高いことも指摘されており、専業主婦を対象とした子育て支援の強化も必要です。

さらに、0歳児の母子の密接な関係がその後の子育てのあり方や子どもの成長に大きな影響を与える調査結果なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

### (2) 次代を担う子どもの自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会になっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会、医療機関が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを生子、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

### (3) 地域で子どもを育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭における子育ては保護者の負担感を増してき

ています。子育てしやすいまちづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が必要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたまちづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるまちづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力を高めることが期待されます。そのために、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、医療機関、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。また、企業を含めた地域社会の構成員が行うべき役割について提起する必要があります。



# 計画の基本的方向

## 1 基本理念

本行動計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識、子どもの視点等を基本とした次世代推進法の趣旨や国が定めた行動計画策定指針に基づき、以下の基本理念を定めます。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

## 2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

### 施策 1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

・子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業など、子どもの成長と子育てを支援します。

### 施策 2 すこやかに生み育てる環境づくり

・親子の健康が確保されるように、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。

### 施策 3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

・子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで伸長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開するよう取り組みます。



#### 施策 4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

- ・事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ・子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

#### 施策 5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

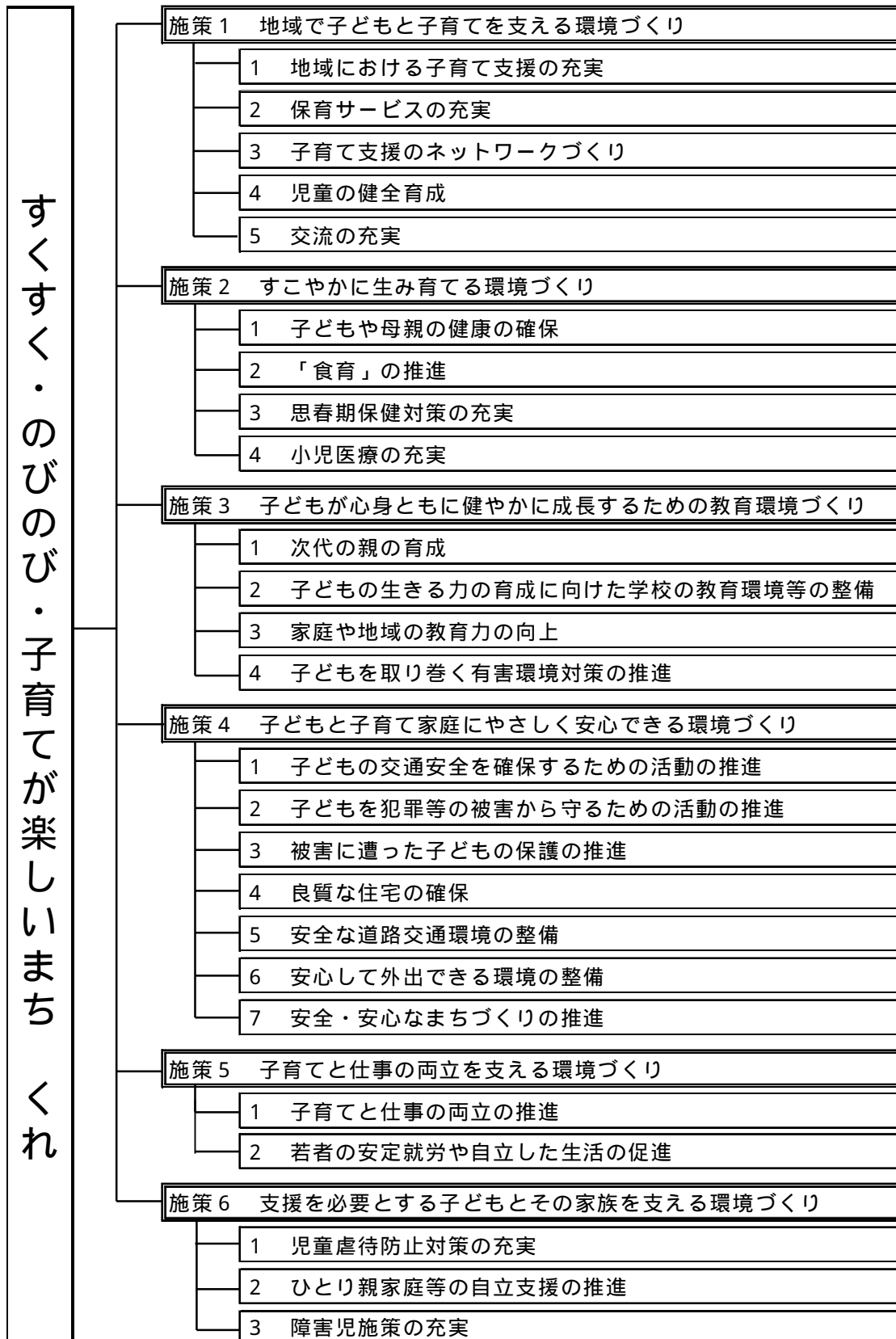
- ・子育てと仕事の両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら子育てと仕事をする子育て家庭を応援します。

#### 施策 6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

- ・子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、ひとり親家庭の自立支援、障害児支援などの課題に取り組み、誰もが住みやすい地域づくりを推進します。



### 3 施策の体系



# 実施計画

## 施策1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

### 1 地域における子育て支援の充実

- (1) 居宅において児童の養育を支援する事業
- (2) 施設において児童の養育を支援する事業
- (3) 児童の養育に関する相談・情報提供事業

### 2 保育サービスの充実

- (1) 保育所(園)の定員
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 一時保育及び特定保育事業
- (5) 保育に関する情報提供の充実
- (6) 保育事業の評価

### 3 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育て支援ネットワークの整備
- (2) 子育て情報共有体制の強化

### 4 児童の健全育成

- (1) 児童の居場所や活動の場の確保
- (2) 健全育成及び非行防止
- (3) 引きこもり及び不登校への対応
- (4) 民生・児童委員活動の充実

### 5 交流の充実

- (1) 世代間・異年齢児との交流
- (2) 園庭・園舎の開放

## 現状と課題

### 地域における子育て支援の充実

かつての地域社会では、子どもを育てるということは、親だけではなく全ての大人の責務でした。

しかし、経済的に豊かになるにつれ、隣近所や親戚同士で生活を助け合い、相談し合う習慣がなくなるなど、地域社会の関わりも薄れてきました。子どもたちは家庭と保育所（園）・幼稚園・学校とだけ関わり、親と保育士・先生たちだけが子育ての当事者になってしまう傾向にあります。その結果、子どもと子育てを地域で見守り、地域で支えるという体制は崩れてしまっています。また、こういった社会環境の変化に伴って、家庭での育児力も低下してきていると言われています。

保育所（園）や幼稚園、学校や家庭が子どもや子育ての環境であることは言うまでもありませんが、地域全体が子どもや子育てを見守り、支えていくということは、現在の最重要課題です。

### 保育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出が進み、保育サービスへのニーズは増大し、多様化しています。現在、保育所（園）への入所待機児童はみられませんが、保育所（園）や幼稚園の保育時間の前後や緊急時の保育については、親の心配や負担がうかがえ、通常の保育を補完するサービスの提供について、ニーズを把握しながら推進することが求められています。

### 子育て支援のネットワークづくり

情報化が進むなか、子育て情報も最新で的確な内容が求められ、情報の集約と活用法について具体的に検討して取り入れていくことが必要であり、併せて地域の子育て活動が連携することで、人と情報のネットワークづくりが形成されていきます。

また、子育て情報は子育て家庭はもとより地域に対しても発信し、子どもと子育てについての地域の理解が深まるように取り組むことが重要です。

### 児童の健全育成

子どもに対しては自立を促し、次代の呉市を担う住民として、その意識づけが重

要となっています。そのために、地域に対する理解や職業やボランティアへの参加、各種体験学習も必要となっています。

また、呉市子ども会連合会や呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会などが、児童の健全育成において、大きな役割を果たしているところです。

#### 交流の充実

地域で子育てを支えるためには、高齢者など多世代間との交流の推進を図ることが重要となっています。

## 施策の方向

### 1 地域における子育て支援の充実

子育て支援のヘルパー派遣など居宅における支援を始め、保育所(園)、幼稚園等施設における一時保育などのサービスの充実に努めます。また、呉市すこやか子育て支援センターや呉市ファミリー・サポート・センターにおける支援・相談事業等の充実を図ります。

#### (1) 居宅において児童の養育を支援する事業

##### 子育て支援ヘルパー派遣事業

乳幼児を抱え育児支援が必要と認められる家庭に対し子育てヘルパーを派遣し、家事・育児等の援助や技術指導等を行うことを目的に平成16年10月より実施しています。今後は事業の利用状況、要望の内容を検討し、充実した事業の推進を図ります。

##### ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる有償ボランティア事業で、呉市ファミリー・サポート・センターが中心となり、会員数約900人の規模で実施しています。今後は、インターネットの活用による遠隔地での利用促進及び会員の利便性の向上を図る等、活動の充実を図ります。

## **(2) 施設において児童の養育を支援する事業**

### **放課後児童健全育成事業（放課後児童会）**

通年型の学童保育（放課後児童会）は34の小学校等に設置され、小学校1年から3年生までの児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供しています。

今後は、実施内容の充実とともに、一定の基準において、保護者が必要とする小学校区に設置し、放課後だけでなく週末に地域住民との交流活動等を行うなど、在り方も検討していきます。

障害児については、小学校6年生まで受入を行っている。

### **子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）**

ショートステイについては、児童養護施設（2か所）において実施しています。今後は実施箇所の増設等、事業の拡充を図ります。

### **子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）**

トワイライトステイについては、児童養護施設（2か所）において実施しています。今後は実施箇所の増設等、事業の拡充を図ります。

### **乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）**

病後児保育については、施設型として1か所（定員10人）設置し、事業を実施しています。今後は、利用状況等を考慮しながら、事業の拡充を図ります。

### **一時保育事業**

一時保育事業については、保育所（園）12か所で実施しており、今後も事業実施を支援します。

### **幼保一元化の推進**

幼保一元化については、国においてもなお、検討中であり、現状の体制を維持しながら、今後国の動向等をみながら制度の研究に努めます。

## **(3) 児童の養育に関する相談・情報提供事業**

### **子育て支援センター**

子育て支援センターは、呉市すこやか子育て支援センターを基幹として地域子育て支援センター4か所により地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援など

を実施しています。

今後は、各保育所（園）における育児相談等は継続したうえで、各種の子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、利用援助、子育て支援総合コーディネーターによる相談機能の強化等を図りながら、開設箇所の増設やその機能の充実を図ります。

#### **ファミリー・サポート・センター（再掲）**

子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる有償ボランティア事業で、呉市ファミリー・サポート・センターが中心となり、会員数約900人の規模で実施しています。今後は、インターネットの活用による遠隔地での利用促進及び会員の利便性の向上を図る等、活動の充実を図ります。

#### **つどいの広場**

乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い交流するとともに、子育ての相談ができる場として呉市すこやか子育て支援センターに設けられています。今後もこの事業を継続するとともに、開設箇所の増設を図り、福祉、保健、教育部門の協力により事業の充実に努めます。

#### **幼稚園での相談事業**

幼稚園での相談事業については、各幼稚園において保護者や地域住民を対象とした育児相談、子育て講座、健康講座などを実施しています。

今後もこの事業を継続するとともに内容の充実に努めます。

#### **外国籍を持つ親子の支援**

近年、増加している外国籍の保護者に対し、子育てサービスが十分に受けられるよう、外国語パンフレットを作成配布するとともに、生活相談や付き添い通訳を実施するなど、地域のなかで安心して子育てができるよう支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
地域子育て支援センター	4か所	7か所以上
子育て支援ヘルパー派遣事業利用世帯数	年間延べ20世帯	年間延べ50世帯

ファミリー・サポート・センター	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・センター利用 件数	年間 延べ1,800件	年間 延べ2,300件
放課後児童会	34 箇所	ニーズにより必要とされ る小学校区に設置
子育て家庭育児支援事業（ショートス テイ）	2 箇所	3 箇所
子育て家庭育児支援事業（トワイライ ト）	2 箇所	3 箇所
乳幼児健康支援一時預かり（施設型）	1 箇所	2 箇所
つどいの広場	1 箇所	2 箇所

## 2 保育サービスの充実

保育所（園）については、待機児童を発生させないよう定員の確保を図るとともに、延長保育や休日保育、一時保育など保護者の就業形態の多様化等に配慮した事業を充実していきます。また、子育て家庭への情報提供に努めます。

### （1）保育所（園）の定員

保育所（園）の定員については、就学前児童数は減少しているものの、要保育児童数は増加している状況にあり、待機児童を発生させないよう定員の確保を図ります。また、必要に応じた施設の整備等に努めます。

### （2）延長保育事業

延長保育については、現在実施している15保育所（園）の状況及び保護者のニーズ等を判断しながら増設を図ります。

### （3）休日保育事業

休日保育については、保護者からの要望にあわせながら、事業実施をめざします。



#### (4) 一時保育及び特定保育事業

一時保育については、保育所（園）12か所において実施しており、パートタイム労働など、保護者の就業形態の多様化や、利用者の状況により非定型、緊急時、リフレッシュなど多様な利用形態がみられるため、当面、現行施設で継続実施するものの、将来的には、保育のニーズに対応したサービスの提供を行うよう事業の拡充を図ります。

#### (5) 保育に関する情報提供の充実

「くれ子育てねっと」により子育て情報を提供し、保護者への周知を図ります。また、企業内託児施設など、その他の保育施設における保育サービスについての情報提供にも努めます。

#### (6) 保育事業の評価

保育サービスの質を担保する観点から、呉市次世代育成支援対策推進協議会や外部機関等を活用して、サービス評価等の取組にも努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
保育所（園）の入所定員	4,335人	4,335人
延長保育	15か所	22か所
休日保育	0か所	2か所以上
一時保育	12か所	20か所

### 3 子育て支援のネットワークづくり

ワークショップ方式による地域情報・地域交流ポータルサイトの充実、「子育てマップ」や「子育てガイドブック」の作成・配布など子育て家庭への情報提供、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

## (1) 子育て支援ネットワークの整備

子育て支援サークル，育児サークルなど，地域に根付いた子育て支援団体の育成と各団体間のネットワークを形成することを目的として，これまでの指導者研修会，情報交換会「チャイルド・フェスタ in くれ」の開催など，様々な支援を行っています。

今後も，子育て家庭に対して，必要な子育て支援サービス，保育サービスが提供され，効果的に選択できるように，子育て支援センターを中心にした地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。

## (2) 子育て情報共有体制の強化

各種子育て支援サービス等が，利用者に十分周知されるよう，保育所(園)，幼稚園を始め生涯学習関連情報を含め，子育てに関する情報発信源の一元化を図るとともに，子育て中の家庭が必要な情報を子育て中の保護者が発信してゆくワークショップ方式によるサイト運営を可能にした子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」を活用し，子育て中の保護者間の交流を含めた地域情報交換・地域交流事業の展開を図ります。

また，「子育てマップ」，「子育てガイドマップ」，「おでかけ Map」などによる情報提供，セミナー，講演会を通じて，地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め，地域全体で子育て家庭を支えることができるよう，子育てに関する意識啓発等を進めます。

## 4 児童の健全育成

児童の健全育成を進めるため，子どもや保護者の集まれる既存施設の充実や地域子ども教室推進事業を活用した子どもの居場所づくりなどの活動の充実に努めます。また，これら活動を充実していくため，呉市子ども会連合会を始めとする団体への支援を充実します。

さらに学校をはじめ，呉市青少年指導センター，警察，民生・児童委員，青少年補導員 地域のボランティアなどと連携しながら非行防止 立ち直りや引きこもり，不登校に対応していきます。

## ( 1 ) 児童の居場所や活動の場の確保

### 既存施設の活用と活動の充実

アンケート調査結果では、「雨の日に遊べる場がない」「思いっきり遊ぶために十分な場所がない」という意見が多くみられました。これをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、児童館や公民館など既存公共施設の一層の活用を図ります。

また、国の委託事業「地域子ども教室推進事業」（委託期間3か年：平成16～18年度）により学校等を活用して、小・中学生を対象とした子どもの居場所づくり事業を進めています。今後は、市独自で「遊びの教室事業」として、小学校4～6年生を対象に、小学校等の施設などを利用して指導員を配置し、安全で安心して活動できる居場所づくりを進め、放課後におけるスポーツ・文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動の充実及び活動拠点の拡充などに努めます。

### 各種団体等との連携の充実

呉市子ども会連合会をはじめとして、呉市PTA連合会、呉市レクリエーション協会、呉ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会やNPO団体など、児童健全育成に関連する各団体等との連携や活動への支援などの充実を今後も進めます。

## ( 2 ) 健全育成及び非行防止

### 教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性に関する適切な指導を促進します。

また、青少年指導センターを母体として教育相談センターを設置し、相談活動の充実を図ります。

### 少年非行の防止及び立ち直りの支援

少年非行を防止するため、学校での指導を強化するとともに、学校、保護者、青少年補導員、地域との連携により見回りパトロールを強化するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。また、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、青少年補

導員，警察，地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。

### (3) 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり及び不登校への対応においては，各学校で教職員内での連携だけでなくスクールカウンセラーを中心に学校，保護者のほか，民生・児童委員や地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるよう個別の事例に対して専門チームを編成して対応を図ります。

### (4) 民生・児童委員活動の充実

最近は，児童虐待等への民生・児童委員の対応が増えており，地域活動における役割はますます大きくなっています。今後も連絡体制を十分にとって活動を支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
児童館	4 か所	4 か所

## 5 交流の充実

現在，各保育所（園），幼稚園で実施している世代間交流等の充実，園庭・園舎の開放を進めます。また，メンタルフレンド派遣事業などを通じ，不登校児童生徒への対応を推進します。

### (1) 世代間・異年齢児との交流

現在，各保育所（園），幼稚園で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに，中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

また，不登校児童生徒に対して大学生などのメンタルフレンドを派遣することにより，相談相手や学習支援等を継続させていきます。

さらに，国・県等の各種支援制度を活用するなど，商店街の空き店舗において保育施設や高齢者向けのコミュニティ交流施設の開設に向けて，商店街の組合や商工会議所等，関係者と協議を進めていきます。

## ( 2 ) 園庭・園舎の開放

保育所（園）, 幼稚園の園庭・園舎を開放し, 子育て相談や未就園児の親子登園等を推進し, 保護者や子どもの交流の充実を図ります。



## 施策2 すこやかに生み育てる環境づくり

### 1 子どもや母親の健康の確保

(1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

(2) 妊産婦・新生児等訪問指導

(3) 妊婦・乳幼児健康診査

(4) 妊婦教室・育児教室

(5) 学校保健対策

(6) 外国籍を持つ親子の支援(再掲)

### 2 「食育」の推進

(1) 食育の推進

(2) 地産地消の推進

(3) 体験学習の充実

### 3 思春期保健対策の充実

(1) 性教育

(2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

(3) 思春期保健事業

### 4 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

(2) 周産期医療の強化等

(3) 小児救急法講習会

(4) 乳幼児医療費の助成

## 現状と課題

### 子どもや母親の健康の確保

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や乳幼児の健やかな成長のために重要な役割を果たしています。近年、生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

また、最近では、子育て不安を訴える母親の増加や、乳幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割も大きくなっていきます。

### 「食育」の推進

家族と食卓を囲む機会が減り、欠食や偏食など食生活の形が変化しており、さらに調理加工食品や外食の利用が増えるなど、食習慣の乱れが子どもの健康や情緒の安定、社会性の発達に及ぼす影響が懸念されています。

本市においては、学校教育の場において食に関する指導等を実施し、また妊娠期と離乳食を中心に食の重要性を啓発する事業を推進してきましたが、実習を加えるなどさらに強化する必要があります。また、食物アレルギーを持つ子どもには個々のきめ細やかな対応も求められています。

### 思春期保健対策の充実

将来の親となる世代に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

### 小児医療の充実

小児医療については、平成15年10月に開設された「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との連携が図られていることもあり、医療の質や量については概ね評価されています。

今後は、各家庭における「かかりつけ医」の普及や、緊急時の小児救急法の普及を図る必要があります。また、妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応す

るため、周産期医療体制の確保を進める必要があります。

## 施策の方向

### 1 子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳交付時の指導・相談を充実させるとともに、民生・児童委員，社会福祉協議会，保健・福祉部門及び医療機関などとの連携による妊産婦・新生児等訪問指導，妊婦・乳幼児健康診査等を充実します。また，父親の参加や相談指導等も実施する妊婦教室，育児教室の充実や学校における健康診査等の推進，外国籍の保護者とのコミュニケーションの充実を進めます。

#### (1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

母子の健康の確保に向けては，妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。そのために広報等で周知を図るとともに，母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し，妊婦が安心して出産ができるよう努めます。また，母子保健サービス等の説明により，健康診査や保健指導を利用しやすくするように努めていきます。

#### (2) 妊産婦・新生児等訪問指導

民生・児童委員や社会福祉協議会，保健・福祉部門などとの連携を強化し，必要とされる家庭に対し，乳児の養育，健康管理に必要な知識の普及と適切な情報提供，必要なアドバイスを実施します。

また，各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては，保健師が訪問し，精密検査や専門機関への紹介，個別相談などへつなげるようにします。今後とも，複雑化する問題に対応できるように，体制の整備を図り，相談体制等の強化を図ります。

さらに，妊産婦・乳児の健全な栄養摂取を推進するため，一定の要件に該当する場合，母子栄養強化ミルクを支給します。

#### (3) 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦健康診査及び乳幼児健康診査については，医療機関委託と集団健診の併



用としています。

1 か月児，3 か月児，6 か月児，1 歳 6 か月児，3 歳児等の健康診査や歯科健診については，既存体制の強化を図り，子どもの月齢・年齢に応じた発育・発達を確認し，疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図ります。また，これまでも取り組んでいる未受診者への対応を継続し，受診率の向上に努めます。

さらに，こうした乳幼児健診等の場を通じて，誤飲，転落・転倒，やけど等の子どもの事故の予防のための啓発を行います。

#### (4) 妊婦教室・育児教室

プレマスクールやサンデーマタニティスクールなどの妊婦教室，育児教室については，父親の参加も含めて積極的な参加を呼びかけます。また，親の育児不安の解消等を図るため，乳幼児健診の場を活用し，親への相談指導等を実施しながら，妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### (5) 学校保健対策

学校保健計画に基づき，各種定期健康診断による疾病の早期発見と健康状態の把握，衛生管理を推進していくため，学校，教育委員会，医療機関，保健部門の連携をさらに強化していきます。

また，医療機関，PTA，学校の関係者等で組織する学校保健委員会の設置を促進するとともに，その活動を通じ，児童生徒の健康の保持・増進を図ります。

#### (6) 外国籍を持つ親子の支援（再掲）

近年，増加している外国籍の保護者に対し，子育てサービスが十分に受けられるよう，外国語パンフレットを作成配布するとともに，生活相談や付き添い通訳を実施するなど，地域のなかで安心して子育てができるよう支援します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
学校保健委員会の設置（小学校）	28校	全ての市立小学校
学校保健委員会の設置（中学校）	8校	全ての市立中学校

肥満傾向にある小学生の割合	5.19%	減少させる
肥満傾向にある中学生の割合	2.24%	減少させる

## 2 「食育」の推進

保健や教育分野を始めとする様々な分野が連携しながら、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、体験学習の場を提供していきます。

### (1) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

特に、学校においては、学校給食や関連教科、特別活動などの学校教育活動全般を通じて食に関する指導を推進します。

また、妊婦教室等の場を通じて、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供の充実に努めます。

### (2) 地産地消の推進

地産地消の観点から地元の農・漁協との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

### (3) 体験学習の充実

保育所（園）、幼稚園における食事づくりの体験や、学校における総合的な学習の時間等を活用した食育に関する教育の充実に図ります。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
子どもの食育教室	30回	35回

### 3 思春期保健対策の充実

次代の子を育む親となるために、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等の危険性を伝える思春期保健事業が重要となってきています。

#### (1) 性教育

小学校教科「体育」、中学校教科「保健体育」の授業を中心にして、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、各教科、道徳、特別活動等の授業を通じて性に関する健全な意識をかん養します。また、家庭の役割の重要性を保護者に啓発します。

#### (2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

喫煙率や飲酒率は学年とともに上昇する傾向があります。学校の「体育」、  
「保健体育」の授業を中心に、各教科、道徳、特別活動等の授業を通じてたばこ・アルコール・薬物に関する教育を推進します。また、家庭・地域社会への啓発を通して未成年者の摂取の防止に努めます。

#### (3) 思春期保健事業

生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、小中学生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持てるよう、学校において地域の乳幼児と触れあったり、保育所（園）への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

また、思春期の子どもを始めその保護者の悩みの解消のために実施している思春期相談事業を充実していきます。

### 4 小児医療の充実

「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との連携体制の強化・充実を図るとともに、いつでも安心してかけられる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。また、県や医療機関と連携し周産期医療体制の確保、乳幼児医療費助成の充実を進めます。

### **( 1 ) 小児医療の充実**

小児医療体制の充実は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要であり、特に小児初期救急医療について、平成15年10月に開設した「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化・充実に努めます。

また、各家庭に対して、いつでも安心してかけられる「かかりつけ医」の普及促進を図ります。

### **( 2 ) 周産期医療の強化等**

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

また、不妊治療について、県の不妊治療費助成制度の周知を図るとともに、市において実施可能な方策について調査研究に努めます。

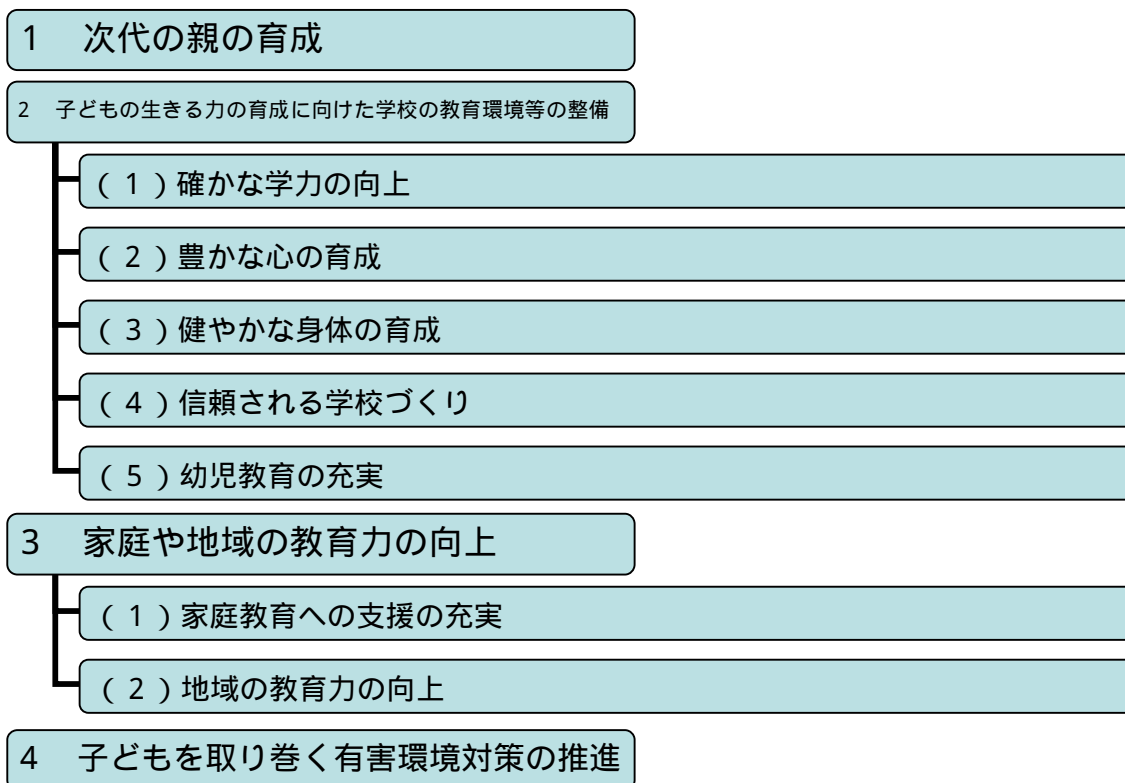
### **( 3 ) 小児救急法講習会**

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるように、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習を実施します。

### **( 4 ) 乳幼児医療費の助成**

乳幼児が安心して医療サービスを利用できるように、就学前児童までの通院及び小学校3年生までの入院に係る医療保険診療の自己負担分を助成しており、今後とも制度の周知を図ります。

## 施策3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり



### 現状と課題

#### 次代の親の育成

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健やかな育ちの視点を重視した人づくりが必要です。

#### 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現代の子どもには、確かな学力を礎にして多様な視点で物事を考え、新しい状況に対応し、たくましく生きていく力を、生涯を通して身に付けていくことが求められています。

そのような状況の中で、完全学校週5日制のもと、家庭、学校、地域社会のそれ

ぞれが連携し、教育力を発揮していくこと及び生涯学習社会を生きていく上での基礎となる豊かな人間性や自立する力等の「生きる力」を、安全で落ち着いた環境の下、子どもにはぐくんでいく必要があります。

#### 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たすものです。しかし、核家族化や人間関係の希薄化などにより、親自身は子どもの教育に関して体験的に学ぶことができにくく、地域においても子どもと触れ合う機会が減少してきているなど、家庭と地域の教育力が低下していると言われています。

このため、子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域の教育力を高める必要があります。

#### 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報が様々な情報媒体を通じて、入手しやすい状況にあり、子どもの健全な育成のためには、こうした有害な環境を改善していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするためには、未就学期からの取り組みが必要です。そのため、呉市すこやか子育て協会等と協力しながら保育所（園）、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児と触れあい学ぶ機会の充実に努めます。

## 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校においては、子ども一人一人に応じた教育，豊かな心をはぐくむ教育を推進していくとともに，各種災害や不審者対策など学校の安全対策を強化していきます。

### (1) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには，知識・技能はもとより，学ぶ意欲，思考力，表現力，問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから，子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力等により，教育の活性化への取り組みを推進します。

### (2) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため，子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに，地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。また，いじめ，少年非行等の問題行動や不登校に対応するために，専門的な相談体制の強化，学校，家庭，地域及び関係機関とのネットワークづくりに努めます。

また，複数学校間交流活動などの交流事業を充実していきます。

### (3) 健やかな身体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし，外部の人材活用も含めて，優れた指導者の育成及び確保，指導方法の工夫及び改善等を進め，「体育」，「保健体育」の授業を充実させるとともに，学校間の交流を増やし，クラブ活動・部活動の充実を図ります。

### (4) 信頼される学校づくり

地域及び家庭との連携，学校評議員制度の活用，地域の実情に応じた通学区制度の弾力的運用等，地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

併せて，学校においては，児童・生徒が安心して教育を受けることができる

よう、各学校において関係機関・関係団体と積極的に連携しながら、各種災害や不審者対策など安全管理を強化します。

設備面では、情報教育のための施設整備を進めるほか、安全対策面から、非常通報装置や防犯カメラ等の安全施設の強化を図ります。

また、小・中学校において適正な規模の学校教育環境づくりを推進します。

## (5) 幼児教育の充実

### 幼児教育振興計画

地域の実情に即して幼児教育を総合的に推進していくために、平成17年度末までに「呉市幼児教育振興計画」を策定します。

### 預かり保育

預かり保育については、現在、すべての幼稚園で居残り保育、延長保育を実施しています。また、ほとんどの幼稚園において長期休園（夏季、冬季、春季）期間中の、一部の幼稚園では早朝保育及び土曜日・代休日における預かり保育も実施しています。今後ともこれらの拡充を検討していきます。

### 望ましい幼児教育の推進

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期ですので、幼稚園はこれまでも幼児の望ましい育成のために、教育の分野で積極的に取り組んでいます。今後も時代の変化やニーズに的確に対応するなど、幼児教育の充実に努めます。

また、就学に係る事務連絡を中心にして、情報提供や行事への参加呼びかけ等により、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携体制の充実に努めます。

さらに、幼保一元化については、国においてもなお、検討中であり、現状の体制を維持しながら、今後国の動向等をみながら制度の研究に努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
幼稚園の入園定員	4,560人	4,560人
預かり保育	34か所	34か所



### 3 家庭や地域の教育力の向上

近年の家族形態の多様化，地域とのつながりの希薄化などにより，家庭や地域の教育力が低下していると言われております。

このため，平成14年度に策定した「呉市家庭教育推進計画」に基づき，学校・家庭・地域が連携して子どもをはぐくんでいくための施策を推進していきます。

#### (1) 家庭教育への支援の充実

社会教育・学校教育部門と保健・福祉部門との連携を強化しながら，公民館等の社会教育施設を始め，保育所（園）や幼稚園の授業参観，乳幼児健診や就学時健診等の多くの保護者が集まる様々な機会を活用し，子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに，そのような機会に参加できにくい保護者なども含め，子どもの成長に応じて作成した家庭教育の啓発資料を配布するなど家庭教育支援を進めます。

現在，国の補助事業を活用して，主任児童委員を家庭教育サポーターに委嘱し，家庭教育や子育てに関する相談やアドバイスを行っています。今後とも，地域で子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりや地域において子育てを支援するネットワークの形成をめざします。

また，子育てのための市民活動団体の活動を支援します。

#### (2) 地域の教育力の向上

子どもたちや親子で，多様な体験活動を通して，相互交流や社会参加を促進するため「キッズ くれ」などによる情報提供や，学校・家庭・地域が連携して子どもを育てていくための地域子ども教室推進事業の充実を図るとともに，学校施設の開放，スポーツ指導者の育成など，子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域スポーツ環境の整備を図ること等により，地域の教育力の向上に努めます。

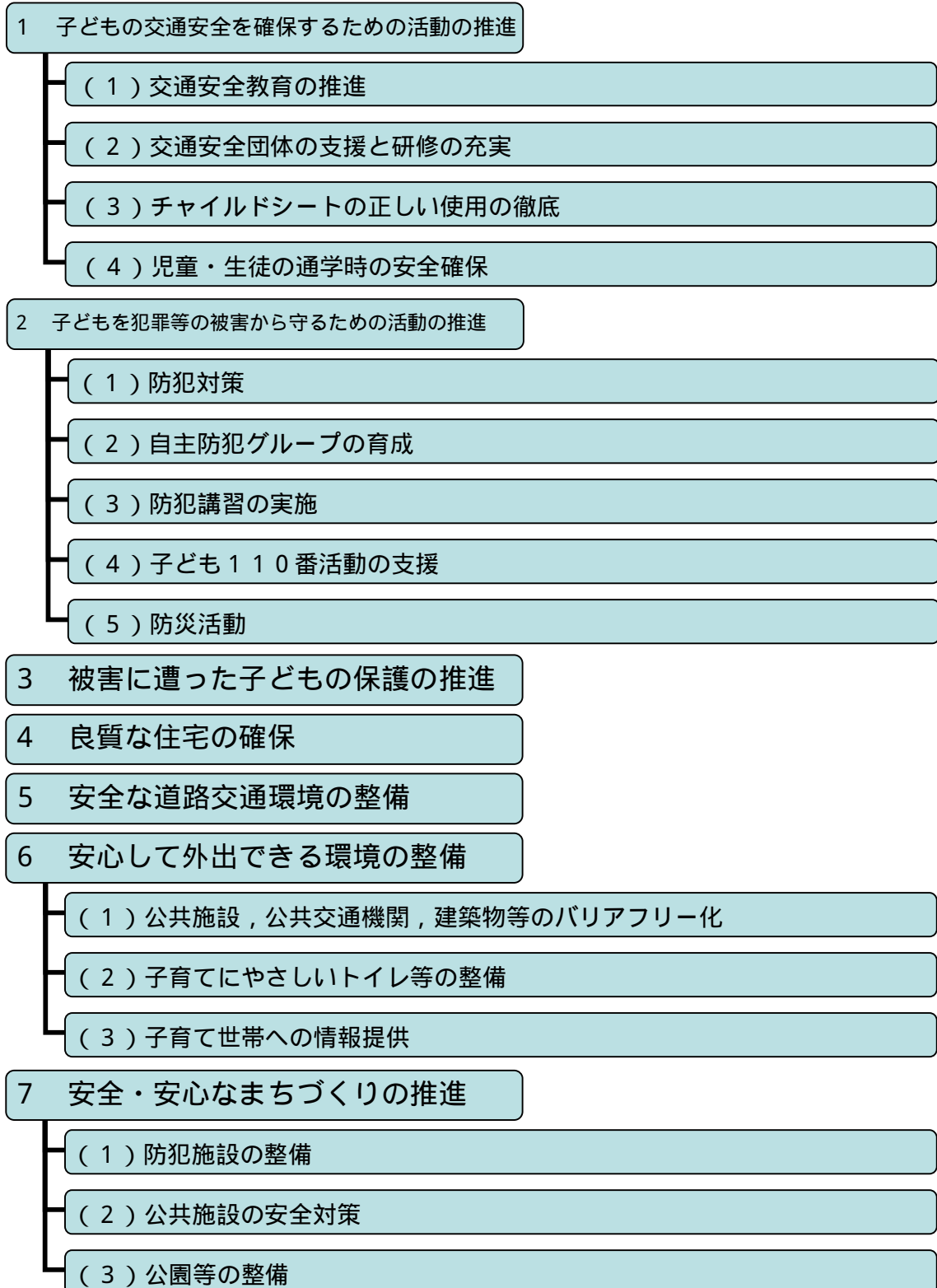
事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
就学時健診等の機会を利用した子育て講座，思春期子育て講座等の開催	81回	100回
家庭教育相談事業	12回	15回
キッズ くれ(子どもたちの体験活動等に関する情報誌)の発行事業	15,600部	20,000部

#### 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。



## 施策4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり



## 現状と課題

### 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

呉及び広島交通安全協会を中心に交通安全教室を保育所（園）や幼稚園，小・中学校において実施していますが，事故を起こさないためには，さらに内容の充実を図るとともに，道路環境の整備など，総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

また，児童・生徒の通学時における安全確保対策を充実していく必要があります。

### 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

最近では，防犯対策としてPTAや商店街，さらには地域の人々が実施する自主的な地域の防犯パトロールが増えてきており，犯罪を抑止する上でその効果が認められています。

また，市においても青少年補導員・指導員を中心に地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを進めていますが，より一層の充実が必要です。

### 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪，いじめ，児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し，立ち直りを支援するため，子どもに対するカウンセリング，保護者に対する助言等きめ細かな支援が必要です。

また，こうした問題が家庭のなかの見えない場所で多く発生し，表面化しにくいことから，地域の協力と各種健康診査，保育所（園）・幼稚園・学校などでの観察と相談体制が必要です。

### 良質な住宅の確保

住宅については，バリアフリー住宅の普及とともに，若者の定住促進を図るための住宅整備など，幅広い視点から住宅政策を進める必要があります。

### 安全な道路交通環境の整備

車社会の進展などにより，道路と歩道の整備が進められ，幹線道路は概ね十分な幅員を確保し，歩道と分離した道路となっていますが，地域の生活道路は

交通量が多いわりには、歩道や道路照明などが十分でない場所が多く、道路と併せて、交通安全施設の整備が必要です。

#### 安心して外出できる環境の整備

子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。

また、道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本とし、子どもやその保護者にやさしい施設の整った、安全で快適な環境づくりが求められています。

#### 安全・安心なまちづくりの推進

地域で設置された防犯灯の電気料金の補助を行っており、今後も継続していく必要があります。

また、公共施設の安全対策はその施設の状況を踏まえ適宜実施していますが、今後も充実していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、各関係機関等との連携・協力体制の強化を図り、安全施設・設備の整備、交通安全活動への支援、チャイルドシートの普及・啓発を進めます。

また、児童・生徒の通学時における安全確保対策の充実を図ります。

#### （１）交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催やカーブミラー・横断旗の整備など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、通学ルートが変更になる地域について、安全な通学ルートの設定等を行います。

## **( 2 ) 交通安全団体の支援と研修の充実**

各保育所（園）、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

また、交通安全推進員に対して、警察ならびに自動車学校の協力を得て実地及び講習による研修を行い指導力の向上を図ります。

## **( 3 ) チャイルドシートの正しい使用の徹底**

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

## **( 4 ) 児童・生徒の通学時の安全確保**

市立小・中学校の児童・生徒の通学時における安全を確保するため、引き続きスクールバスを運行するとともに、平成17年度から新たに、スクールバスを利用できない児童・生徒が、通学の安全確保のため公共交通機関を利用して通学する場合、定期代相当額を全額助成します。

# **2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**

各小・中学校のPTAや商店街、さらには地域住民も含む地域の自主防犯グループの組織化、青少年補導員連絡協議会や呉の子どもを守る会議並びに警察と連携した防犯活動の一層の向上を図ります。また、災害時対策として防災意識の高揚を図ったり、防災・避難訓練を実施します。

## **( 1 ) 防犯対策**

地域住民、警察等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努めます。

また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図ります。

## **( 2 ) 自主防犯グループの育成**

各小・中学校のPTAや商店街、さらには地域の人々が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動などの自主的な防犯活動

を支援します。

### (3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校や公民館活動等の場を利用して防犯講習を実施します。

### (4) 子ども110番活動の支援

交通指導員やPTAによる交通安全指導の他、地域住民の協力による「呉子ども110番の家」を実施しています。これまで実施してきた安全指導の充実とともに、地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、地域の状況を考慮した子ども110番活動を支援します。

### (5) 防災活動

災害時要援護者として、災害時に支援することを必要とする高齢者・障害者・幼児等への防災支援対策については、市の地域防災計画等に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、今後も防災意識の高揚を図るため、市内の保育所（園）・幼稚園・小・中学校の子どもたちが参加できる防災・避難訓練を実施します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
自主防犯グループ	60団体	80団体

## 3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、民間組織である全国被害者支援ネットワーク等との連携により子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

また、児童虐待防止ネットワークを活用し、保健所、児童相談所等と連携す

ることにより、被害を受けた児童に対する家庭訪問、継続的な相談・指導等の実施を図ります。

## 4 良質な住宅の確保

市営住宅の建替えや修繕時において、子育て世帯が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの推進等、良質な住宅の整備に努めるとともに、子育て世帯や多子世帯等に対し、優先的な入居選考を行います。また、子育て世帯を始めとする若者が定住しやすい住宅政策を推進します。

さらに、シックハウス症候群の予防知識の普及、相談に応じます。

## 5 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請するとともに、市道の新設や改良に当たっては、歩道の確保等、歩行者の安全確保に配慮した道路整備を行います。

## 6 安心して外出できる環境の整備

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。また、これらの設置状況を「おでかけ Map」等に掲載し広報していきます。

### (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの保護者等、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

### (2) 子育てにやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビ



ーチェア，ゆったりした化粧室，授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めるとともに，商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の整備について，関係者と協議を進めます。

### (3) 子育て世帯への情報提供

「くれ子育てねっと」による「おでかけ Map」をはじめとした各種のバリアフリー施設の整備状況等，子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を進めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
ノンステップバスの導入の推進	5.5%	14.7%

## 7 安全・安心なまちづくりの推進

通学路等公共施設の安全対策の充実，人々の憩いの場となる公園の整備を進めます。

### (1) 防犯施設の整備

必要性和緊急性を踏まえ，通学路や公園等における照明施設等の防犯設備の整備を進めます。

### (2) 公共施設の安全対策

道路，公園，駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について，修繕や改善が必要な時には，防犯設備の整備を進めるなど，利用する市民の安全対策に努めます。

### (3) 公園等の整備

公園整備については，ワークショップ等の手法を活用しながら，市民と行政が協働して整備を進めます。また，公園の維持管理についても，地域住民の協力を得ながら，明るく，安全で，快適な公園づくりを進めます。

## 施策5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

### 1 子育てと仕事の両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

(2) 子育てと仕事の両立の推進

(3) 男女共同参画社会の形成

### 2 若者の安定就労や自立した生活の促進

## 現状と課題

### 子育てと仕事の両立の推進

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には、子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが、長引く国内景気の低迷もあり、子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。アンケート調査による子育てと仕事の状況をみると、就学前及び小学生の保護者の半数近くが「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をするほうがよい」と考えています。また、妊娠・出産を期に仕事を「退職した」人が6割を超え、育児休業を取得した人は2～3割弱にとどまり、その取得期間は「7ヶ月～12ヶ月」が約6割、それより長い人は少数で、6ヶ月未満をあわせほとんどの人が“1年以内”という結果です。

さらに、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成14（2002）年度）によると、女性の育児休業取得率は64%、男性の育児休業取得率は0.33%となっており、「職場の雰囲気」や「経済的理由」等により労働者が育児休業を取得しにくい状況が伺えます。

このように女性の就業環境は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は、女性の就業対策はもとより、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

そのため、男性にも積極的に子育てに関わる機会が持て、女性も結婚や出産時において安心して働き続けることができるように、仕事と家庭生活の balan

すがとれた多様な働き方を実現するとともに、職場優先の働き方や固定的な役割分担意識等の見直しを図ることが必要です。

特に、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の最重要課題として位置づけられており、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、各自治体で条例が制定されるなど、取組が加速化しています。

本市においても「くれ男女共同参画推進条例」を平成 13 年 12 月に施行し、これに基づく「くれ男女共同参画基本計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。現在、呉市女性エンパワーメント支援事業など様々な取り組みがなされていますが、今後も実践的な取り組みを一層推進し、男女共同参画社会の形成のために取り組むことが重要な課題の一つです。

#### 若者の安定就労や自立した生活の促進

近年の社会経済情勢から、若年層の雇用をめぐる環境は厳しいものがあり、これら若い世代が安心して家庭を築き、子供を生み育てるためには、経済的に自立した生活への支援が求められています。

そのためには、国を中心に地方公共団体も連携し、若者の安定就労や自立した生活を促進するための施策を推進していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 子育てと仕事の両立の推進

地域住民や地域の事業所等の協力のもと男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」や仕事と子育ての両立への支援、「くれ男女共同参画推進条例」を基本とした男女共同参画社会の一層の推進を図ります。

#### (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力が必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」も進める必要があります。

そのため、他関係機関との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民を

対象にしたセミナーや研修会等を開催し、関連法制度の広報・啓発、情報提供等を積極的に行います。

また、次世代推進法に基づき、常時雇用する労働者が300人を超える事業主には、一般事業主行動計画の策定が義務づけられていますが、300人以下の事業主に対しても同様の努力義務が課せられており、効果的な計画の策定・実施が行われるよう、関係機関と連携し啓発を行うとともに、実態の把握に努めます。

## (2) 子育てと仕事の両立の推進

子育てしやすい職場環境を整備するため、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長や子どもの看護休暇制度の創設等を柱とする改正育児・介護休業法が平成17年4月から施行されます。

本市においても、仕事と子育ての両立支援のため、国・県・呉市雇用創造促進協議会、その他関係機関との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民を対象にしたセミナー等を開催し、関連法制度の広報・啓発、情報提供等を積極的に行うとともに、能力開発事業としての定期的な研修等の実施を検討していきます。

また、多様な保育サービスを実施するとともに、放課後児童会やファミリー・サポート・センターの充実を図っていきます。

## (3) 男女共同参画社会の形成

「くれ男女共同参画推進条例」に基づき、男女が共に家庭において家事や育児を担い、支え合う必要性についての意識啓発を図るとともに、子育てしながら働くことにやさしい職場環境の実現と社会の理解を促進するための広報や情報提供等を行います。

事業名	現 状 (平成14年)	社会全体の目標
男性の育児休業取得率	0.33%	10%
女性の育児休業取得率	64.0%	80%

小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率	9.6%	25%
一般事業主行動計画の策定	-	大企業 100% 中小企業 25%
<p>&lt;参考：国の目標&gt;          少子化社会対策会議が平成16年12月に決定した「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」では、上記のような目標値を社会全体で達成していくことにしています。</p>		

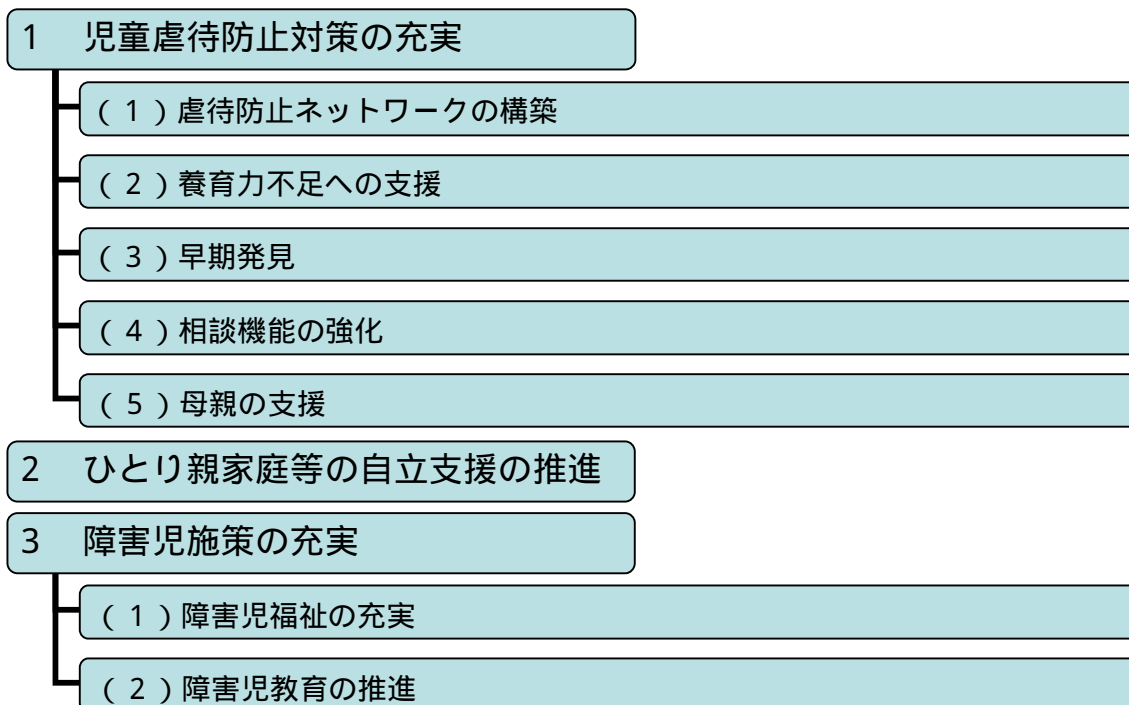
## 2 若者の安定就労や自立した生活の促進

市内に雇用の場を確保するため、新たな工業団地の造成に着手するとともに、企業立地助成制度の大幅な拡充や、新たに「企業立地成功報奨金制度」を創設するなど、企業立地を強力に進めていきます。

また、国や県と連携し、若者の就労支援や創業、起業による就業機会の創出を図ります。



## 施策6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり



### 現状と課題

#### 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、次世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な社会問題であり、発生予防や再発防止に努めることが最も重要です。

また、児童虐待については、単に児童相談所で対応すればよいというわけではなく、家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉部門だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

#### ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加に伴いひとり親家庭が増え、特に母子家庭の自立に向けた支援が強化されてきました。国においては平成16年に初めて「母子家庭白書」をまとめました。これによると、平成14年の母子家庭の1世帯あたりの平均所得

額は 243 万 5 千円と、一般世帯（602 万円）の約 4 割の水準であり、およそ 8 割の母子家庭が生活の苦しさを感じていることがわかりました。

これら母子家庭については、母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては支援施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

### 障害児施策の充実

障害のある子どもにとって大切なことは、ノーマライゼーションの理念（障害のあるなしにかかわらず誰もがわけ隔てなく普通の生活を送ることができる社会の実現）に基づく支援です。障害の早期発見と早期治療への対応はもとより、適切な相談や情報提供によって保護者の育児不安を解消していく必要があります。

障害のある子どもについては、各保育所（園）や幼稚園で受入れを行っており、通所サービス等も利用が可能です。最近では、支援費制度への転換により、全国的に短期入所などが増加しているといわれていますが、家族の介護負担や緊急時の預かりなどのニーズにも対応していく必要があります。

また、学校における障害児教育については、専門性に基づく教育を推進していく必要があります。

## 施策の方向

### 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、行政、児童相談所、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO や各種団体等、社会全体が連携し、虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

#### （1）虐待防止ネットワークの構築

児童虐待防止のために、児童相談所、医療機関、警察、児童福祉施設、学校、民生・児童委員等関係機関が連携して、総合的な援助を行うことができるネッ

トワークを構築します。

児童虐待防止ネットワークの構築により，児童虐待に対する知識やその対応への意識を向上させることで，虐待の早期発見を図ります。また，虐待の事例に対しては，多面的，組織的な対応を行い，一貫した支援を図ります。

## （２）養育力不足への支援

子育てヘルパー派遣事業等を活用し，子育ての不安を抱える世帯に対し，養育支援の強化を図ります。

## （３）早期発見

児童虐待の早期発見のために，新生児訪問や妊婦相談，健診事業等の各種事業の場を最大限活用します。

## （４）相談機能の強化

児童虐待防止のために，育児不安・ストレスを感じている親に対し，気軽に相談できる体制の整備を進め，虐待予防と早期発見に努めます。

## （５）母親の支援

育児中の母親の息抜き・情報交換の場として，保育所（園）のリフレッシュ型の一時保育事業，子育てヘルパー派遣事業等の活用を促すほか，子育てサークルへの参加を促します。

また，家庭や児童に関する様々な相談窓口として家庭児童相談員を継続して配置します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
児童相談窓口	1 か所	2 か所

## 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で，ひとり親家庭の経済的自立や保育の支援，母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に



対する相談等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業，児童扶養手当（18歳未満の児童を養育している母子家庭等）やひとり親家庭医療助成（父子母子家庭の医療保険診療の自己負担分の助成）を継続し，支援を強化していきます。

また，国・県の施策が少ない父子家庭についても，適切な支援に努めます。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
母子家庭等に対する相談体制の充実や 施策・取組についての情報提供	1か所	2か所

### 3 障害児施策の充実

障害児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう，保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもと，相談・支援体制の整備，障害の状況に応じた療育の場の確保，在宅福祉サービスの充実，障害児教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

また，発達障害等の早期発見及び健全な発育を促し，家族の育児を支援します。

#### (1) 障害児福祉の充実

障害児の能力や可能性を最大限に伸ばし，自立と社会参加を促進するため，児童療育相談事業等の充実を図り，発達障害等の早期発見及び児童の成長に応じた発達支援に努めます。

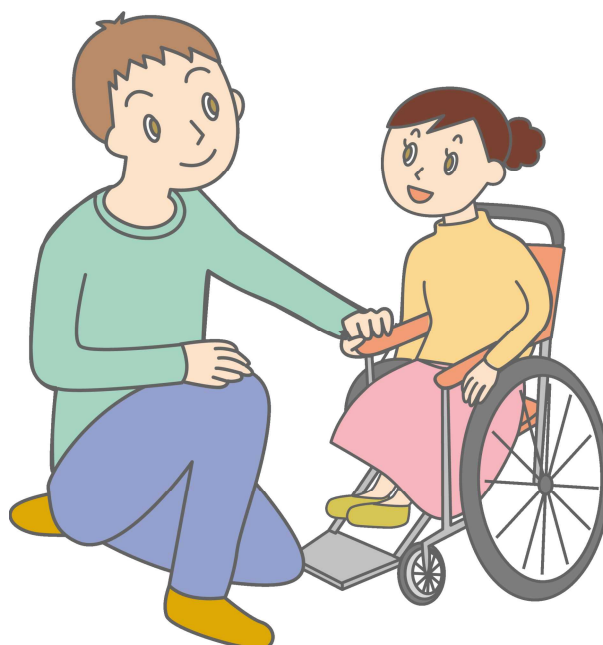
また，早い時期から障害の状況に応じた適切な指導や訓練を受けることができるよう，保育所や幼稚園における障害児の受け入れ態勢を整備するとともに，児童デイサービス（障害児通園）事業の充実及び在宅の重症心身障害児に対する通園事業の実施に努めます。

さらに，児童ショートステイ，ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの充実を図り，障害児を持つ家庭の子育てを支援していきます。

## ( 2 ) 障害児教育の推進

障害児教育における専門性を重視し、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに基づいた教育を行うために策定された「広島県障害児教育ビジョン」に基づき、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うため、障害児教育の専門性に基づく教育を推進します。

事業名	現 状 (平成16年度末)	目 標 (平成21年度末)
呉市障害児保育促進事業	23か所	障害児の実態に応じた 受入施設を確保



# 計画の推進と施策の点検

本行動計画は、次世代推進法に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本行動計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（次世代推進法第8条）。

したがって、本行動計画の推進にあたっては、市全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、市民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

## 1 基本的姿勢

### （1）総合的な施策の展開

本行動計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備し、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

### （2）具体的な進ちょく状況の説明

本行動計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

## 2 計画の推進体制

### （1）庁内の体制

庁内の横断的な組織である「呉市少子化対策推進本部」において施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

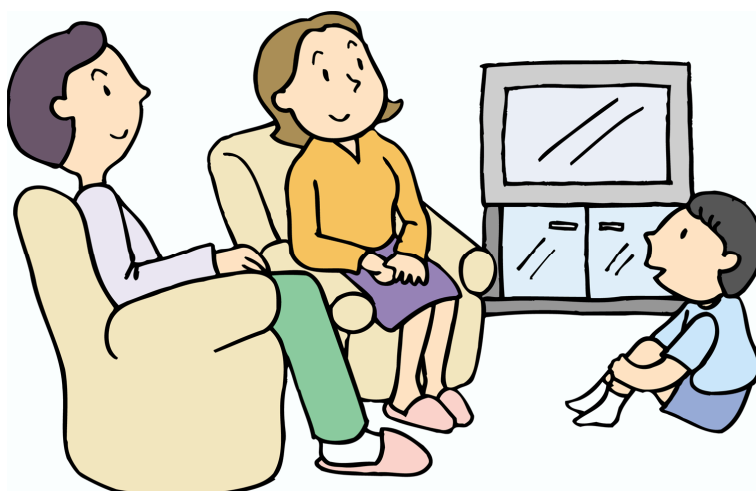
### （2）呉市次世代育成支援対策推進協議会

呉市次世代育成支援対策推進協議会へは進ちょく状況等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行う場とします。

### (3) 市民への周知と意見聴取

本行動計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、市民に分かりやすく周知を図ります。

また、市民からの意見をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。





資 料 編

資料 1 数値目標一覧表

	事業名	現状 (平成 16 年度末)	目標 (平成 21 年度末)	担当課
1	地域子育て支援センター	4 箇所	7 箇所以上	子育て施設課
2	子育て支援ヘルパー派遣事業 利用世帯数	年間延べ 20 世帯	年間延べ 50 世帯	子育て支援課
3	ファミリー・サポート・センター	1 箇所	1 箇所	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センター 利用件数	年間 延べ 1,800 件	年間 延べ 2,300 件	子育て支援課
5	放課後児童会	3 4 箇所	ニーズにより必要とされる 小学校区に配置	子育て支援課
6	子育て家庭育児支援事業 (ショートステイ)	2 箇所	3 箇所	子育て支援課
7	子育て家庭育児支援事業 (トワイライト)	2 箇所	3 箇所	子育て支援課
8	乳幼児健康支援一時預かり (施設型)	1 箇所	2 箇所	子育て施設課
9	つどいの広場	1 箇所	2 箇所	子育て支援課
10	保育所(園)の入所定員	4,335 人	4,335 人	子育て施設課
11	延長保育	1 5 箇所	2 2 箇所	子育て施設課
12	休日保育	0 箇所	2 箇所以上	子育て施設課
13	一時保育	1 2 箇所	2 0 箇所	子育て施設課
14	児童館	4 箇所	4 箇所	子育て施設課
15	学校保健委員会の設置 (小学校)	2 8 校	すべての市立小学校	学校安全課
16	学校保健委員会の設置 (中学校)	8 校	すべての市立中学校	学校安全課
17	肥満傾向にある小学生の割合	5.19%	減少させる	学校安全課
18	肥満傾向にある中学生の割合	2.24%	減少させる	学校安全課
19	子どもの食育教室	3 0 回	3 5 回	保健所健康増進課
20	幼稚園の入園定員	4,560 人	4,560 人	子育て支援課 子育て施設課
21	預かり保育	3 4 箇所	3 4 箇所	子育て支援課 子育て施設課
22	就学時健診等の機会を利用した子育て 講座, 思春期子育て講座等の実施	8 1 回	1 0 0 回	子育て支援課

23	家庭教育相談事業	12回	15回	文化振興課
24	キッズくれ(子どもたちの体験活動等に関する情報誌)の発行事業	15,600部	20,000部	子育て支援課
25	自主防犯グループ	60団体	80団体	安全対策課
26	ノンステップバスの導入の推進	5.5%	14.7%	交通局
27	児童相談窓口	1か所	2か所	子育て支援課
28	母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供	1か所	2か所	子育て支援課
29	呉市障害児保育促進事業	23か所	障害児の実態に応じた受入施設を確保	子育て施設課



## 資料2 主な経済的な負担軽減施策（平成17年4月現在）

子育てに伴う経済的負担を軽減するため、様々な施策を行っていますが、主なものは次のとおりです。

### 乳幼児医療費の助成

一定の要件に該当する場合、0歳児から小学校就学前までの入院・通院と、小学校1年生から3年生までの児童の入院について、医療費の保護者負担分を助成しています。

### 児童手当の支給

小学校3年生までの児童を養育している人で、一定の要件に該当する人を対象に、第1子・第2子月額5,000円、第3子以降10,000円を支給しています。

### 幼稚園就園奨励費の支給

呉市に在住し、一定の要件に該当する場合、認可の幼稚園へ3歳児・4歳児・5歳児及び満3歳に達した幼児を通園させている世帯に支給しています。

### 第2子以降の園児に対する助成

私立幼稚園に同一世帯から同時に複数就園している場合、第2子以降の園児に対して助成しています。

### 保育所（園）の保育料の据え置き

子育ての経済的負担を軽減するため、平成9年から保育料を据え置いています。

### 第3子以降の保育料の無料化

保育所（園）へ同時に3人以上入所した場合、第3子以降の保育料を無料化しています。

### 就学奨励費の支給

呉市に在住し、一定の要件に該当する場合、小・中学校に児童生徒を通学させている保護者に支給しています。

### 小・中学校の通学費の助成

市立の小・中学校に公共交通機関を利用して通学する場合、通学費の全額を助成しています。

資料3 - 1 呉市内の幼稚園（平成17年4月現在）

設置主体	幼稚園名	定員	所在地
1 私立	阿賀中央幼稚園	200	阿賀中央6丁目13 - 3
2 私立	ルンビニ幼稚園	100	中央6丁目4 - 20
3 私立	呉中央幼稚園	50	広古新開2丁目2 - 15
4 私立	山手幼稚園	50	山手1丁目2 - 6
5 私立	せんとく幼稚園	60	中通2丁目6 - 18
6 私立	聖慈幼稚園	80	海岸3丁目5 - 41
7 私立	みのり幼稚園	160	吉浦中町2丁目8 - 28
8 私立	ひかり幼稚園	170	上山田町2 - 28
9 私立	青蓮寺幼稚園	110	伏原1丁目13 - 16
10 私立	善通寺幼稚園	470	広中新開2丁目2 - 10
11 私立	呉あそか幼稚園	190	清水2丁目1 - 26
12 私立	至心幼稚園	70	郷町4 - 25
13 私立	宝徳幼稚園	100	阿賀北7丁目20 - 15
14 私立	白鳩幼稚園	100	仁方棧橋通6 - 23
15 私立	天応めぐみ幼稚園	200	天応西条1丁目3 - 12
16 私立	明德幼稚園	70	海岸3丁目11 - 14
17 私立	焼山こぼと幼稚園	320	押込西平町29 - 84
18 私立	わかば幼稚園	100	仁方本町2丁目2 - 7
19 私立	焼山フタバ幼稚園	130	焼山中央1丁目6 - 22
20 私立	桜ヶ丘幼稚園	200	焼山桜ヶ丘2丁目6 - 28
21 私立	西方寺幼稚園	120	東中央2丁目4 - 14
22 私立	やよい幼稚園	240	広文化町1 - 52
23 私立	とくふう幼稚園	270	広本町3丁目15 - 24
24 私立	花の木幼稚園	120	焼山中央3丁目17 - 23
25 私立	昭和幼稚園	100	栃原町638 - 2
26 私立	焼山みどり幼稚園	120	焼山東1丁目19 - 17
27 私立	スカウトランドひまわり幼稚園	100	中央5丁目12 - 18
28 私立	川尻光幼稚園	80	川尻町森2丁目5 - 32
29 私立	あいく幼稚園	100	安浦町安登西5丁目25 - 26
30 私立	安浦幼稚園	100	安浦町内海2712
31 公立	豊島幼稚園	160	豊浜町大字豊島字城ヶ口3690
32 公立	ゆたか幼稚園	60	豊町大長字中大浦4783

資料3 - 2 呉市内の保育所（園）（平成17年4月現在）

設置主体	施設名	定員	所在地
1 公立	中央乳児保育所	90	西中央4丁目8-2-101
2 公立	山の手保育所	60	山手2丁目11-1-101
3 公立	川原石保育所	60	海岸4丁目1-13
4 公立	吉浦保育所	90	吉浦東本町2丁目3-30
5 公立	坪内保育所	90	船見町1-2
6 公立	原保育所	60	阿賀北3丁目1-8
7 公立	延崎保育所	60	阿賀南4丁目2-29
8 公立	大冠保育所	45	阿賀南8丁目15-8
9 公立	中新開保育所	150	広中新開1丁目2-20
10 公立	三坂地保育所	120	広塩焼1丁目2-19
11 公立	郷原保育所	90	郷原町1946
12 公立	皆実保育所	90	仁方皆実町1-14-101
13 公立	天応保育所	90	天応大浜2丁目1-5
14 公立	下蒲刈保育所	45	下蒲刈町下島1713-1
15 公立	川尻保育所	150	川尻町久俊1丁目2-2
16 公立	小用保育所	45	川尻町小用1丁目8-5
17 公立	瀬戸保育所	30	音戸町引地2丁目1-2
18 公立	音戸保育所	60	音戸町高須2丁目1-9
19 公立	波多見保育所	150	音戸町波多見2丁目27-1
20 公立	奥内保育所	30	音戸町畑3丁目27-2
21 公立	早瀬保育所	30	音戸町早瀬1丁目8-36
22 公立	田原保育所	30	音戸町田原2丁目3-16
23 公立	渡子保育所	30	音戸町渡子2丁目61-2
24 公立	明德保育所	70	倉橋町7531-1
25 公立	宇和木保育所	45	倉橋町5926-7
26 公立	須川保育所	45	倉橋町3303-3
27 公立	相愛保育所	45	倉橋町1321-2
28 公立	秀苗保育所	30	倉橋町10634
29 公立	室尾保育所	45	倉橋町11462-17
30 公立	向保育所	45	蒲刈町向字池田771
31 公立	蒲刈保育所	45	蒲刈町田戸字志野辺2494-4
32 公立	安登保育所	60	安浦町安登西5丁目7-20
33 公立	野路中切保育所	30	安浦町大字中切371-1

34	公立	内海西保育所	30	安浦町内海南4丁目3-12
35	公立	内海保育所	60	安浦町中央北2丁目6-28
36	公立	三津口保育所	45	安浦町三津口2丁目27-1

1	私立	救世軍呉保育所	60	青山町1-4
2	私立	嶺南荘保育所	30	東畑2丁目2-18
3	私立	平原保育園	45	平原町19-12
4	私立	至心保育所	45	東中央3丁目1-5
5	私立	銀の鈴保育園	60	東中央1丁目5-2
6	私立	第一保育所	45	両城2丁目1-3
7	私立	大心保育園	60	吉浦中町1丁目9-18
8	私立	落走保育園	30	汐見町12-8
9	私立	後藤保育所	90	宮原5丁目9-5
10	私立	法正保育所	20	的場3丁目7-12
11	私立	鍋保育所	60	警固屋4丁目1-11
12	私立	阿賀保育園	120	阿賀中央2丁目7-7
13	私立	横路保育所	120	広横路4丁目1-46
14	私立	徳風保育園	60	広本町3丁目15-24
15	私立	名田保育園	90	広白岳1丁目3-8
16	私立	長浜東保育所	60	広長浜4丁目3-3
17	私立	仁方保育園	90	仁方西神町38-7
18	私立	聖園マリア園	150	和庄登町5-8
19	私立	臨海保育所	60	広小坪1丁目50-15
20	私立	焼山保育園	90	焼山中央4丁目10-5
21	私立	昭和保育園	180	栃原町667番地-2
22	私立	宮ヶ迫保育園	150	焼山宮ヶ迫1丁目1-3
23	私立	明和保育園	90	焼山ひばりヶ丘町18-15
24	私立	鈴らん保育園	60	中央6丁目11-1
25	私立	ときわ保育園	60	広横路3丁目11-32
26	私立	警固屋みらい保育所	60	警固屋7丁目12-41

地域保育所

1	公立	女子畑保育所	30	安浦町大字女子畑656
2	公立	ゆたか保育所	30	豊町大長字中大浦4783

資料 3 - 3 呉市内の小学校（平成 17 年 4 月現在）

学校名		所在地	学校名		所在地
1	仁方小学校	仁方本町 1 丁目 6 - 6	31	昭和西小学校	焼山宮ヶ迫 1 丁目 3 - 1
2	小坪小学校	広小坪 1 丁目 2 4 - 1	32	昭和東小学校	苗代町 3 9 - 2
3	長浜小学校	広長浜 4 丁目 1 - 2 6	33	昭和中央小学校	焼山中央 4 丁目 1 - 1
4	白岳小学校	広駅前 1 丁目 6 - 1	34	昭和南小学校	焼山此原町 1 4 - 1
5	広小学校	広杭本町 3 - 1	35	昭和北小学校	焼山本庄 1 丁目 6 - 1
6	三坂地小学校	広中迫町 4 - 1	36	下蒲刈小学校	下蒲刈町下島 3484 - 3
7	郷原小学校	郷原町 1 5 8 4 - 1	37	川尻小学校	川尻町久俊 1 丁目 5 24
8	横路小学校	広横路 4 丁目 1 - 9	38	音戸小学校	音戸町引地 2 丁目 2 - 1
9	阿賀小学校	阿賀南 2 丁目 1 - 1	39	高須小学校	音戸町南隠渡 1 丁目 12 6
10	原小学校	阿賀北 4 丁目 3 - 1 6	40	渡子小学校	音戸町渡子 2 丁目 23 4
11	大入小学校	阿賀南 8 丁目 8 - 2 0	41	田原小学校	音戸町田原 2 丁目 3 - 1
12	長郷小学校	警固屋 9 丁目 1 1 - 1	42	早瀬小学校	音戸町早瀬 1 丁目 8 - 1 5
13	警固屋小学校	警固屋 7 丁目 5 - 1	43	奥内小学校	音戸町畑 3 丁目 2 7 - 1
14	鍋小学校	的場 4 丁目 1 - 1	44	波多見小学校	音戸町波多見 9 丁目 11 4
15	坪内小学校	宮原 1 2 丁目 1 3 - 1	45	明德小学校	倉橋町 7 4 9 0
16	宮原小学校	宮原 4 丁目 8 - 1	46	倉橋小学校	倉橋町 9 6 3
17	和庄小学校	八幡町 1 0 - 7	47	尾立小学校	倉橋町 1 0 0 0 3
18	本通小学校	寺本町 1 - 1 0	48	倉橋東小学校	倉橋町 1 1 1 6 1 - 1
19	長迫小学校	長迫町 1 2 - 5	49	向小学校	蒲刈町向 7 7 1
20	明立小学校	伏原 2 丁目 6 - 3 8	50	蒲刈小学校	蒲刈町大浦 5 1 1 6
21	辰川小学校	東辰川町 6 - 3 2	51	三津口小学校	安浦町三津口 2 丁目 27 2
22	荒神町小学校	東中央 3 丁目 1 - 2 3	52	内海小学校	安浦町北 1 丁目 2 - 5
23	片山小学校	西片山町 2 - 7	53	野路東小学校	安浦町大字女子畑 6 3 9
24	二河小学校	西中央 4 丁目 1 0 - 4 3	54	野路中切小学校	安浦町大字内平 9 - 2
25	五番町小学校	西中央 3 丁目 1 1 - 1 3	55	安登小学校	安浦町安登西 5 丁目 7 19
26	両城小学校	三条 2 丁目 1 5 - 1 2	56	豊島小学校	豊浜町大字豊島字城ヶ口 3690
27	港町小学校	海岸 3 丁目 5 - 3 0	57	豊小学校	豊町大長字前大浦 4790 - 1
28	吉浦小学校	吉浦中町 2 丁目 6 - 5			
29	落走小学校	汐見町 1 0 - 2 5			
30	天応小学校	天応大浜 2 丁目 1 - 6 4			

小学校はいずれも呉市立小学校

資料 3 - 4 呉市内の中学校（平成 17 年 4 月現在）

（呉市立中学校）

	学校名	所在地
1	仁方中学校	仁方棧橋通 1 6 - 8
2	長浜中学校	広長浜 4 丁目 1 - 9
3	白岳中学校	広駅前 2 丁目 1 1 - 1
4	広中央中学校	広吉松 2 丁目 1 5 - 1
5	郷原中学校	郷原町字大鷲 1 7 0 6
6	横路中学校	広横路 4 丁目 9 - 1 5
7	阿賀中学校	阿賀中央 5 丁目 1 4 - 1 6
8	警固屋中学校	警固屋 7 丁目 4 - 1
9	宮原中学校	船見町 1 - 1
10	和庄中学校	和庄登町 3 - 1 8
11	東畑中学校	東畑 2 丁目 7 - 3 8
12	片山中学校	東片山町 1 3 - 5
13	二河中学校	西中央 4 丁目 1 0 - 5 2
14	両城中学校	両城 2 丁目 2 2 - 1 5
15	吉浦中学校	狩留賀町 8 - 6
16	天応中学校	天応東久保 2 丁目 7 - 1
17	昭和中学校	焼山中央 6 丁目 9 - 1
18	昭和北中学校	焼山泉ヶ丘 2 丁目 1 1 - 1
19	下蒲刈中学校	下蒲刈町 2 1 1 9
20	川尻中学校	川尻町西 1 丁目 2 3 - 4 7
21	音戸中学校	音戸町南隠渡 4 丁目 1 5 - 1
22	明德中学校	音戸町藤脇 1 丁目 3 0 - 1
23	倉橋西中学校	倉橋町 1 3 1 2
24	倉橋東中学校	倉橋町 1 2 6 1 2
25	蒲刈中学校	蒲刈町向 7 7 1
26	安浦中学校	安浦町中央 4 丁目 2 - 1
27	豊浜中学校	豊浜町大字豊島字妙現 3 4 3 8
28	豊中学校	豊町大長字南初崎 6 3 8 2 - 1

（私立中学校）

	学校名	所在地
1	呉青山中学校	青山町 2 - 1

資料 3 - 5 呉市内のろう学校，養護学校（平成 17 年 4 月現在）

学校名	所在地
広島ろう学校呉分校	阿賀中央 5 丁目 1 3 - 7 1
呉養護学校	焼山北 3 丁目 2 2 - 1

いずれも広島県立

## 資料4 呉市次世代育成支援対策推進協議会（平成17年3月現在）

### 呉市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

#### （設置及び目的）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、呉市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、呉市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 法第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（行動計画）の検討並びに検証及び推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の普及啓発に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の情報収集及び情報提供に関すること。
- (4) その他関連計画との総合調整に関し必要な事務

#### （組織）

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

#### （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 会長は、必要に応じて、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、会長が必要と認めるときは、特定の事項について関係のある委員のみで開催することができる。

#### （任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

#### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

#### 付 則

この要綱は、平成16年8月26日から実施する。



呉市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

氏名	所属	備考
井田淳一郎	呉市民生委員児童委員協議会会長	会長
片山 美香	呉大学看護学部助教授	副会長
青山 喬	社団法人呉市医師会会長	
岩城 公順	呉商工会議所専務理事	
岡田 忠	呉市小学校長会会長	
川口 康恵	連合広島呉地域協議会青年女性共同委員会女性委員長	
北森由紀美	市民代表（子育てサロン利用者代表）	
木村 啓子	広島県中央児童相談所主任専門員	
久保 正乗	呉市保育連盟会長	
菅原 勝利	呉市PTA連合会幹事	
高松 暁子	呉市すこやか子育て協会アドバイザー	
西村 英昭	社団法人呉市私立幼稚園協会理事長	
藤井 弘敬	社団法人呉市歯科医師会会長	
三戸 初人	呉市子ども会連合会会長	
明神 裕子	市民代表(NPO法人呉サポートセンターくれシェンド事務局長)	

資料5 呉市次世代育成支援行動計画策定経緯

開催期日	会議名称等	内 容
平成16年 1月～2月	次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査	・就学前児童の保護者と小学生児童の保護者を対象 配布 6,943 世帯 回収 4,550 世帯 (回収率 65.5%)
平成16年 6月16日	第1回合併予定町次世代育成支援担当者会議	・次世代育成支援行動計画の策定体制について協議
平成16年 6月23日	第1回呉市次世代育成支援行動計画策定チーム会議 (庁内組織)	・呉市次世代育成支援行動計画の策定指針協議
平成16年 7月16日	第2回合併予定町次世代育成支援担当者会議	・次世代育成支援行動計画の策定体制の決定 ・各町の次世代育成支援関係施策の集約
平成16年 8月4日	第1回呉市少子化対策推進本部ワーキングスタッフ会議	・呉市次世代育成支援行動計画の策定指針決定 ・アンケート調査結果の概要報告
平成16年 9月26日	第1回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・推進協議会の正副会長の互選 ・次世代育成支援対策関係法令及び推進協議会の趣旨説明
平成16年 10月22日	呉市議会民生交通委員会	・呉市次世代育成支援行動計画の策定状況報告
平成16年 11月5日	第2回呉市次世代育成支援行動計画策定チーム会議	・呉市次世代育成支援行動計画の策定作業状況報告
平成16年 11月26日	呉市議会民生交通委員会	・呉市次世代育成支援行動計画の策定状況報告
平成16年 11月30日	第2回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・アンケート調査結果の報告 ・行動計画の基本的方向について協議
平成16年 12月9日	呉市議会民生交通委員会	・呉市次世代育成支援行動計画の策定状況報告
平成17年 2月1日	第3回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・呉市次世代育成支援行動計画の素案について協議
平成17年 2月1日～15日	呉市次世代育成支援行動計画素案に対するパブリックコメントの募集	・意見応募 10件
平成17年 2月8日	呉市議会民生交通委員会	・呉市次世代育成支援行動計画の素案について報告
平成17年 3月15日	第2回呉市少子化対策推進本部ワーキングスタッフ会議	・呉市次世代育成支援行動計画案について協議
平成17年 3月22日	第4回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・呉市次世代育成支援行動計画案の協議
平成17年 3月29日	呉市少子化対策推進本部会議(本部長:呉市長)	・呉市次世代育成支援行動計画の決定

## 資料 6 用語集

### 【あ～お】

#### 一時保育事業

専業主婦家庭などの育児疲れの解消,急病や断続的勤務・短時間就労などの就労形態の多様化に対応するため,一時的な保育を行う事業

#### 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化,通勤時間の増加などに対応するため,開所時間の前後の時間において,さらにおおむね 30 分以上の延長保育を行う事業

### 【か～こ】

#### 学校評議員制度

より一層開かれた学校づくりを進める観点から導入された制度で,学校外の有識者などを学校評議員として委嘱し,校長が必要に応じて学校運営,教育活動や学校と家庭・地域社会との連携などに関して助言を求め,学校運営に反映させることを目的としている制度

#### 休日保育事業

日曜・祝日などの保護者の勤務などにより児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応して休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図る事業

#### コーホート変化率法

各コーホートについて,過去における実績人口の動勢から変化率を求め,それに基づき将来人口を推計する方法

コーホートとは,人口学において出生・結婚などの同時発生集団をいう。同じ年(又は同じ期間)に生まれた同時出生集団のことを指す。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので,一人の女子がその年次の

年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### 【さ～そ】

#### 支援費制度

行政が,行政処分として障害者サービスを決定してきた措置制度に代わり,障害者の自己決定を尊重し,サービス提供事業者との対等な関係に基づいて,障害者自らがサービスを選択し,契約を結んで利用する制度で,平成15年4月から開始しています。

#### シックハウス症候群

シックハウス症候群とは(Sick Building Syndrome)の和略

近年,室内空気汚染,シックハウス症候,化学物質過敏症など,いろいろな名称で言われ,居住者が,建物が原因でのめまい,吐き気,頭痛,平衡感覚の失調や呼吸器疾患などいろいろな症状,体の不調を感じる事が大きな問題となっています。

#### 児童館

児童に健全な遊びを与えて,その健康を増進し情操を豊にするとともに,年長児童の自主的な活動に対する支援を行う施設

#### ショートステイ

保護者が病気,冠婚葬祭等のため,児童の養育が一時的に困難になったときに,児童養護施設等で一定期間児童を預かる事業

#### 女性エンパワーメント支援事業

呉市が推進する男女共同参画社会の実現に向けて,女性の個人的な力や法的力,経済力,政治力などの力を身につけることを支援するとともに,女性の自主的な学習意欲に応えるため,女性自らが計画し,参加する研修等に対して,支援することを目的とした事業

## 【た～と】

### トワイライトステイ

保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間に及ぶときや休日に不在で、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じているときに、児童養護施設等で児童に対する食事の提供等を行う事業

## 【な～の】

### 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

保護者の子育てと就労の両立支援の一環として、病気の「回復期」にある乳幼児等を一時的に預かる事業

## 【は～ほ】

### 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間常時家庭にいない小学校低学年（1～3年生）児童を放課後から夕方まで預かり、その健全な育成を図ることを目的とした事業

### ポータルサイト

インターネットでホームページを見る際に最初に入るウェブ(web)サイト

ウェブ(web)サイト：インターネットでホームページの置かれているサイト

## 【ま～み】

### 未婚率

国勢調査における年齢別人口に占める未婚者の割合

### メンタルフレンド派遣事業

不安、無気力及び学校生活上の影響等により不登校の状態にある児童生徒に対し、比較的年齢の近い大学生などのメンタルフレンドを派遣することにより不登校児童生徒の自主性、社会性等の伸長を援助する事業

## 【ら～ろ】

### 労働力率

年齢階級別の労働人口（日本では15歳以上）に対する人口の比率

就業者に失業者を加えた人数の割合15歳以上で働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示す。

## 【わ～を】

### ワークショップ

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場